

# 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画

平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）

〈改定版〉

素案

令和4年（2022年）11月30日

豊中市 環境部 減量計画課



はじめに

後日、記載します。

# 目次

## 総論

第1章 計画策定の趣旨	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 さらなるごみ減量に向けた計画改定の必要性	1
第2章 計画の概要と位置づけ	2
2-1 計画の位置づけ	2
2-2 計画対象廃棄物	4
2-3 計画対象期間	4
第3章 豊中市の概要	5
3-1 地勢概要	5
3-2 人口の推移	6
3-3 産業の概況	7

## 第1部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理を取り巻く社会情勢	9
1-1 関連法令の概況	9
1-2 国の方針、大阪府の計画等	10
1-3 国、大阪府の数値目標	11
1-4 SDGsの動向	12
第2章 循環型社会の構築に向けた取組みの現状	15
2-1 ごみ処理システムの概要	15
2-2 ごみ排出量の動向	16
2-3 循環型社会の構築に向けた取組み	18
2-4 ごみ質の現状	21
2-5 ごみ収集・処理の現状	25
2-6 一般廃棄物処理経費の現状	28
2-7 ごみ処理に関する大阪府内における本市の位置づけ	29
2-8 市民アンケートの概要	31
第3章 減量計画の進捗と今後の課題	32
3-1 減量計画の進捗状況（概要）	32
3-2 減量目標（ごみの焼却処理量）の進捗状況	33
3-3 個別の数値目標の進捗状況	33
3-4 後期計画に向けた課題	35
第4章 基本計画の体系	38
4-1 基本理念	38
4-2 基本方針と基本施策	38
第5章 循環型社会構築のための基本フレーム（減量目標等）	39
5-1 人口の将来推計	39

5-2	ごみ発生量の予測	39
5-3	減量目標	40
5-4	減量目標を達成した場合の焼却処理量等の推移	41
第6章	基本理念の実現に向けた基本施策	44
	【基本施策1】 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進	44
	【基本施策2】 廃棄物の適正処理の推進	47
	【基本施策3】 美しいまちづくりの推進	49
	【基本施策4】 災害廃棄物の適正処理	50
第7章	計画推進のために	51

## 第2部 食品ロス削減推進計画

第1章	食品ロスの現状	53
1-1	食品ロスと環境問題	53
1-2	食品ロス削減に向けた動き	60
第2章	計画の基本的事項	63
2-1	計画策定の趣旨	63
2-2	計画の位置づけ	63
2-3	計画期間	63
第3章	基本理念・基本方針・基本目標	64
3-1	基本理念	64
3-2	基本方針	64
3-3	基本目標	65
3-4	各主体の役割	66
第4章	施策	67
4-1	施策体系	67
4-2	施策内容	68
第5章	計画の進行管理	70

## 第3部 生活排水処理基本計画

第1章	生活排水処理を取り巻く社会情勢	71
1-1	関連法令の状況	71
1-2	国、大阪府の動向	71
1-3	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（豊中市）	71
第2章	生活排水処理の現状と課題	72
2-1	生活排水処理の現状	72
2-2	生活排水処理の課題	79
第3章	生活排水処理の基本方針	80
3-1	計画の目標年度	80
3-2	し尿・浄化槽汚泥処理量の予測	80

第4章 生活排水処理基本計画	82
4-1 基本方針	82
4-2 基本施策	82
<b>資料編</b>	
資料1 計画改定の経過	78
資料2 ごみ処理計画フレーム設定の考え方	82
資料3 ごみ処理計画フレーム	84
資料4 本計画のSDGsとの関連	85
資料5 用語解説	86

# 総論





# 第1章 計画策定の趣旨

---

## 1-1 計画策定の背景

豊中市では、総合計画に基づくまちづくりを進めており、平成13年度（2001年度）からは、「第3次豊中市総合計画（目標年度：平成32年度（2020年度））」のもと、市民・事業者・行政が協働・連携しながら、まちの将来像の実現に向けて取り組んできました。

この間、昭和62年（1987年）から減少傾向にあった本市の人口は、大規模住宅の建替えなどにより、平成17年度（2005年度）以降は増加傾向にありますが、少子高齢化や世帯人数の減少は進行し続けています。また、ライフスタイルや個人の価値観の多様化をはじめ、子育て・子育て環境の充実や安全・安心な暮らしの確保、都市の活力向上などの課題も顕在化してきています。

こうした本市を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応したまちづくりを進めていくため、「第3次豊中市総合計画」の目標年度を前倒して、平成29年（2017年）12月に「第4次豊中市総合計画」を策定。また、これに伴い、その分野別計画である「第3次豊中市環境基本計画」の下位計画として平成30年（2018年）3月に「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。新しい計画では、豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却処理施設が余力を持って処理できる量にごみを削減すること、また、大阪府内自治体の上位水準をめざして焼却処理量を削減することを目的として設定しました。

## 1-2 さらにごみ減量に向けた計画改定の必要性

平成30年（2018年）3月の計画策定からこの間、「協働で取り組む循環型社会の構築」を基本理念に、さまざまなごみ減量施策に取り組んできましたが、策定当初から大阪府北部地震や台風などの大きな災害に見舞われ、多くの災害廃棄物が排出されました。また、令和元年度（2019年度）末からは新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、社会・経済活動が大きく変化するとともに、ごみの排出量にも大きな影響を及ぼしました。

さらに、廃棄物を取り巻く社会情勢も大きく変化しており、国においては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年（2018年）6月）の策定をはじめ、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年（2019年）10月）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4年（2022年）4月）の施行など、環境的な側面だけでなく、経済的、社会的側面の統合的な向上を掲げ、循環型社会の形成に向けた取組みが進められています。

上記のような社会情勢の変化を鑑み、より効果的なごみの減量施策と、食品ロスやプラスチックごみの削減に向けた取組みを推進するため、中間目標年度（令和4年度（2022年度））において改定を行うものです。

## 第2章 計画の概要と位置づけ

### 2-1 計画の位置づけ

「一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条で市町村に策定が義務付けられています。循環型社会の構築に関わる法律や条例との整合性を保ちつつ、「第4次豊中市総合計画」や「第3次豊中市環境基本計画」を上位計画として、本市の循環型社会構築に向け、ごみの発生抑制から収集運搬・処理（再資源化）・処分までの廃棄物処理行政全般にかかる取組みの基本指針を定めたものです。また、循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政が取り組む基本施策を明らかにするとともに、国・大阪府や周辺の地方公共団体と広域的事業を実施する場合の指針ともなるものです。

本市の基本計画は、第1部「ごみ処理基本計画」、第2部「食品ロス削減推進計画」、第3部「生活排水処理基本計画」の3部構成とします。

なお、ごみ減量に向けた基本施策に係わる個別の取組み内容については、同時に策定している「第4次豊中市ごみ減量計画」で具体化しています。

#### 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】

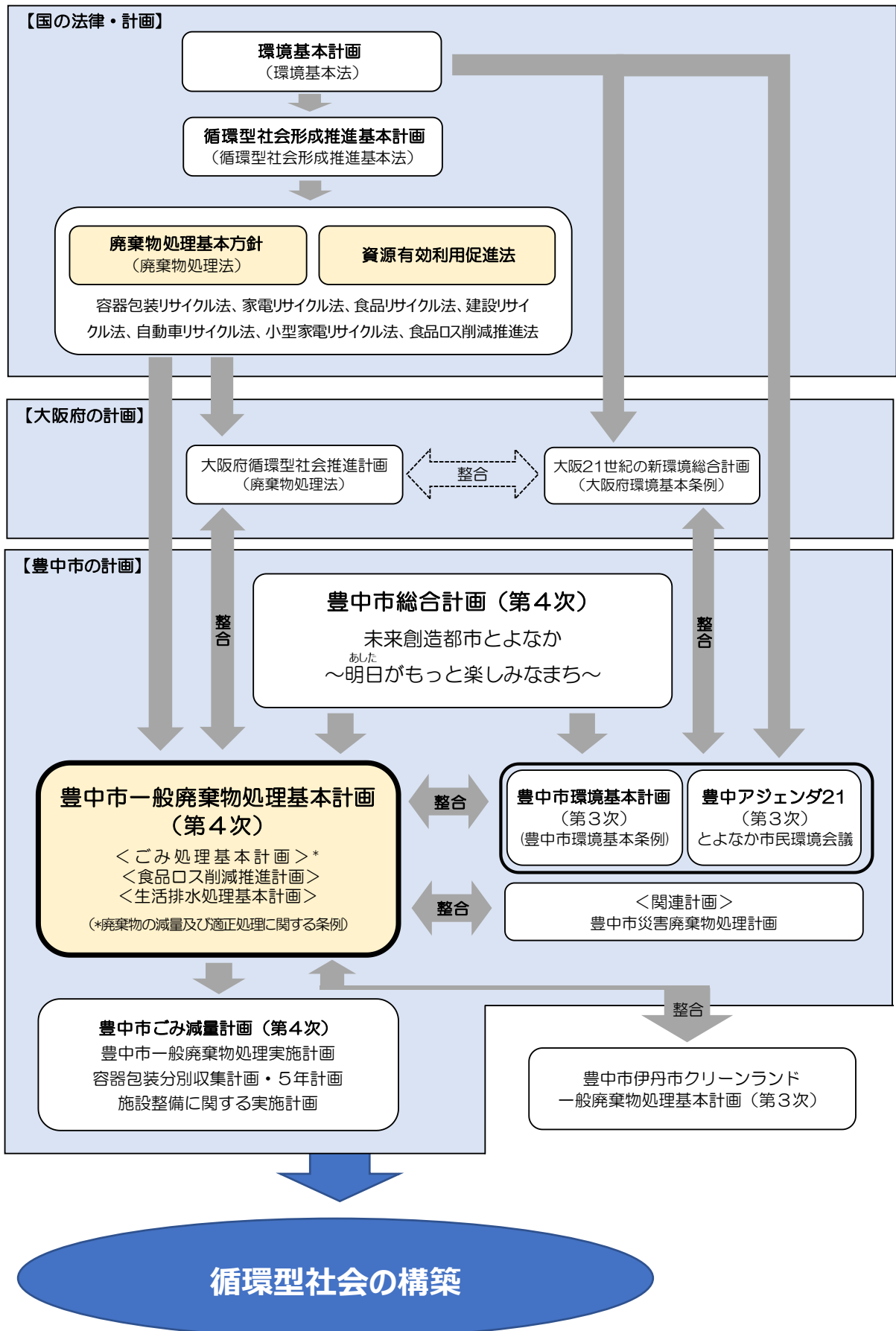
（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

図表● 本計画の位置付け

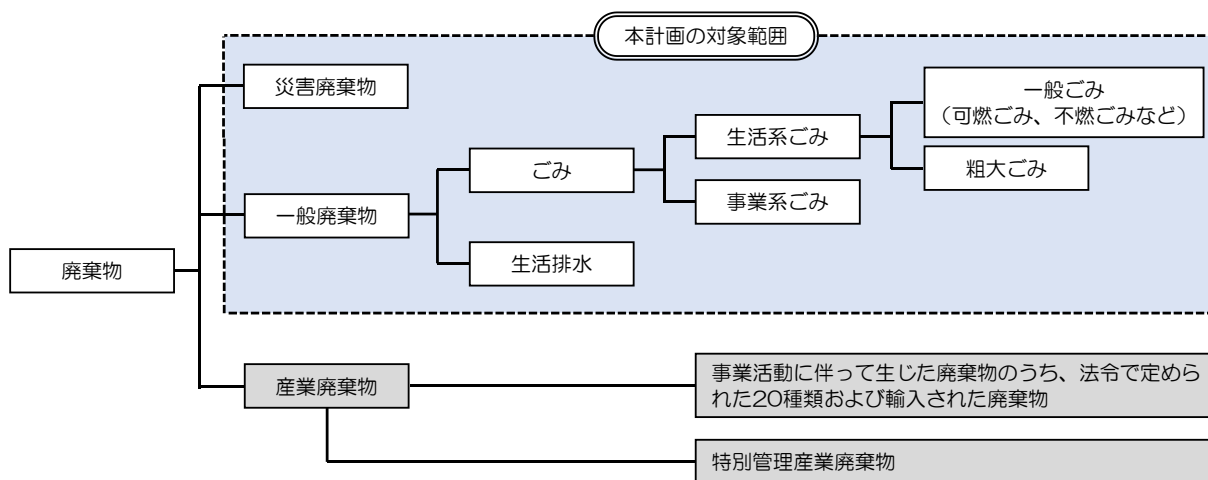


## 2-2 計画の対象とする廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」です。

廃棄物の区分を図表●に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められている20種類の廃棄物のことをいいます。

図表● 本計画の対象範囲



## 2-3 計画の対象期間

「第4次豊中市総合計画」及び「第3次豊中市環境基本計画」の最終目標年度がともに、令和9年度（2027年度）であることから、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」のうち「ごみ処理基本計画」・「生活排水処理基本計画」の期間についても、平成30年度（2018年度）を初年度とし、10年後の令和9年度（2027年度）を最終目標年度としています。

また、「食品ロス削減推進計画」は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和9年度（2027年度）までの6年間で計画期間とします。

図表● 計画対象期間

平成30年度 (2018) 初年度	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022) 中間目標	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027) 最終目標

## 第3章 豊中市の概要

### 3-1 地勢概要

本市は、面積約36.6km<sup>2</sup>、東西に約6km、南北約10kmで、大阪市の北側に隣接しています。南北に阪神高速11号池田線、大阪池田線、国道176号、新御堂筋、東西に中国自動車道、大阪中央環状線、名神高速道路、大阪内環状線などの幹線道路が格子状に整備されています。また、鉄軌道では、南北に阪急宝塚線、北大阪急行電鉄、東西に大阪モノレールが整備されています（図表●参照）。

北部は、住宅地域として戸建てが広がり、ニュータウンとして整備された千里中央駅周辺は集合住宅が多い地域です。南部は、住工共存地域であり、庄内駅周辺には古からの商店街や市場もあります。また、西部には大阪国際空港があり、物流・工業区域となっています。

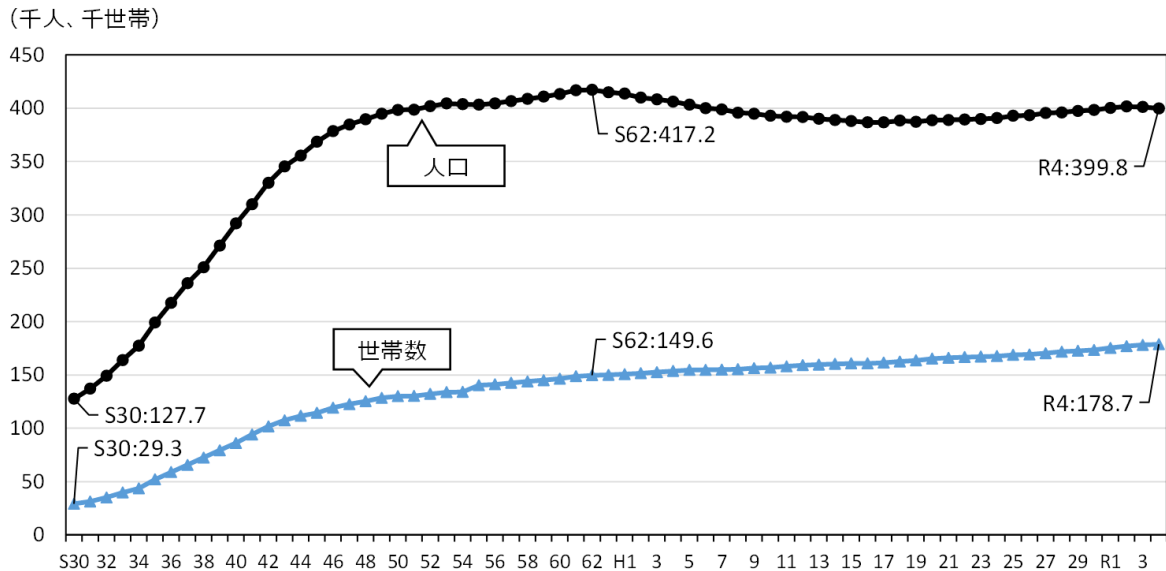
図表● 豊中市の位置と環境の概況



### 3-2 人口の推移

人口は、昭和62年度（1987年度）をピークに減少傾向にありましたが、平成17年度（2005年度）を起点に増加傾向へと転じました。しかし、令和2年度（2020年度）をピークに再び減少に転じ、令和4年度（2022年度）には40万人を下回っています。（図表●）。

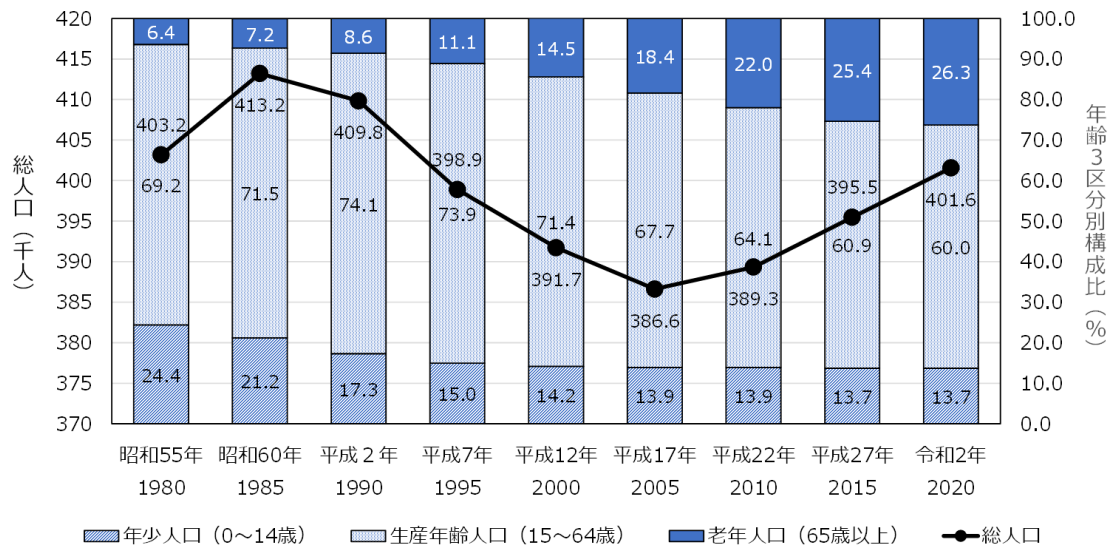
図表● 豊中市の人口推移



出典：「豊中市推計人口の推移」より

年齢構成の推移は図表●のとおり、老年人口（65歳以上）は増加、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少しています。高齢人口比率は令和2年（2020年）には26.3%に達しており、少子高齢化が進行しています。

図表● 年齢3区分別人口構成比の推移



出典：豊中市統計書

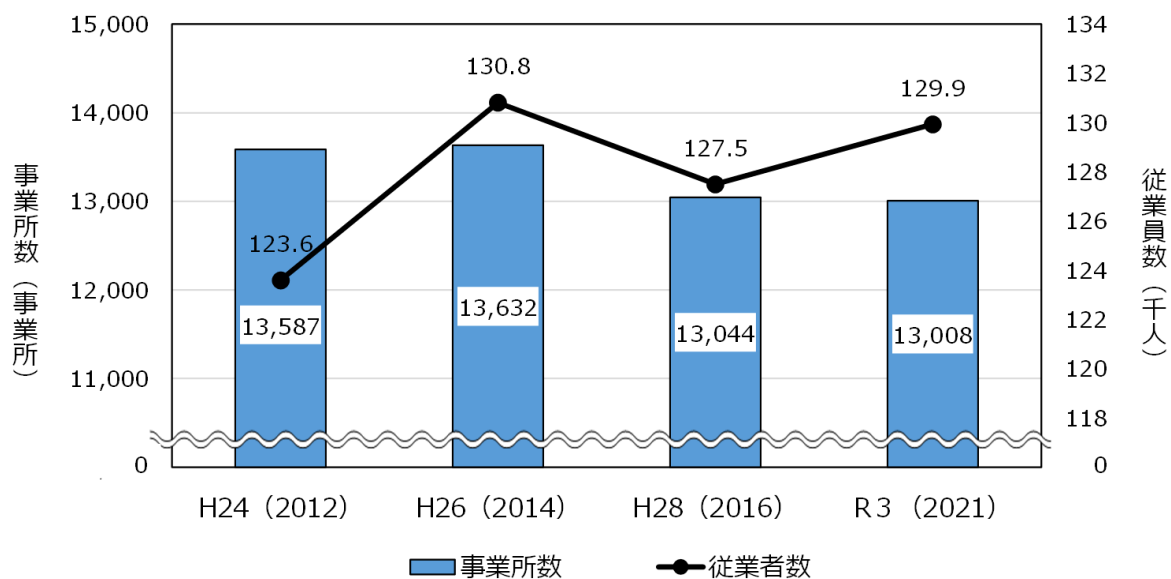


### 3-3 産業の概況

本市の事業所数は、13,008件で、従業者数は129,933人となっています（令和3年（2021年）経済センサス）。平成24年（2012年）と比較すると、事業所数は約4%減少、従業者数は約5%増加しています。

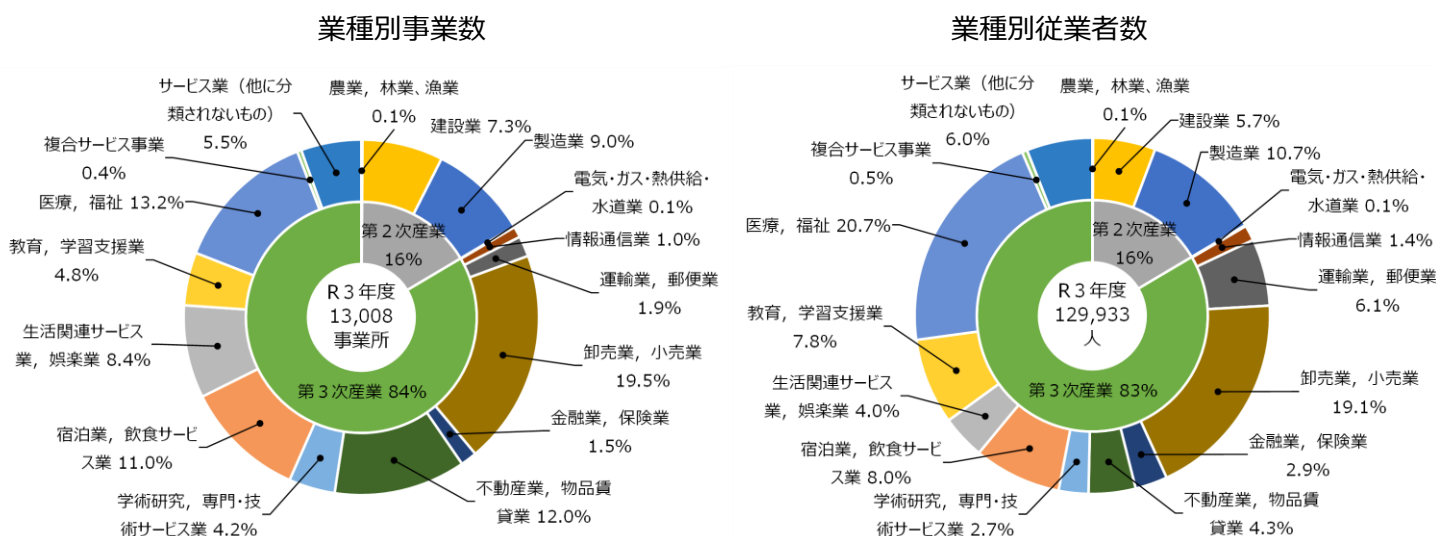
事業所数が最も多いのは「卸売業、小売業」で、全体の約20%を占めています。続いて「医療、福祉」が約13%を占めています。この2業種を合わせると、約33%です。従業者数が最も多いのは、「医療、福祉」で、次いで「卸売業、小売業」が続きます。

図表● 本市の事業所数と従業者数の推移



出典：経済センサス（総務省統計局）

図表● 本市の業種別事業所数と従業者数（令和3年度（2021年度））



出典：経済センサス（総務省統計局）





# 第1部 ごみ処理基本計画

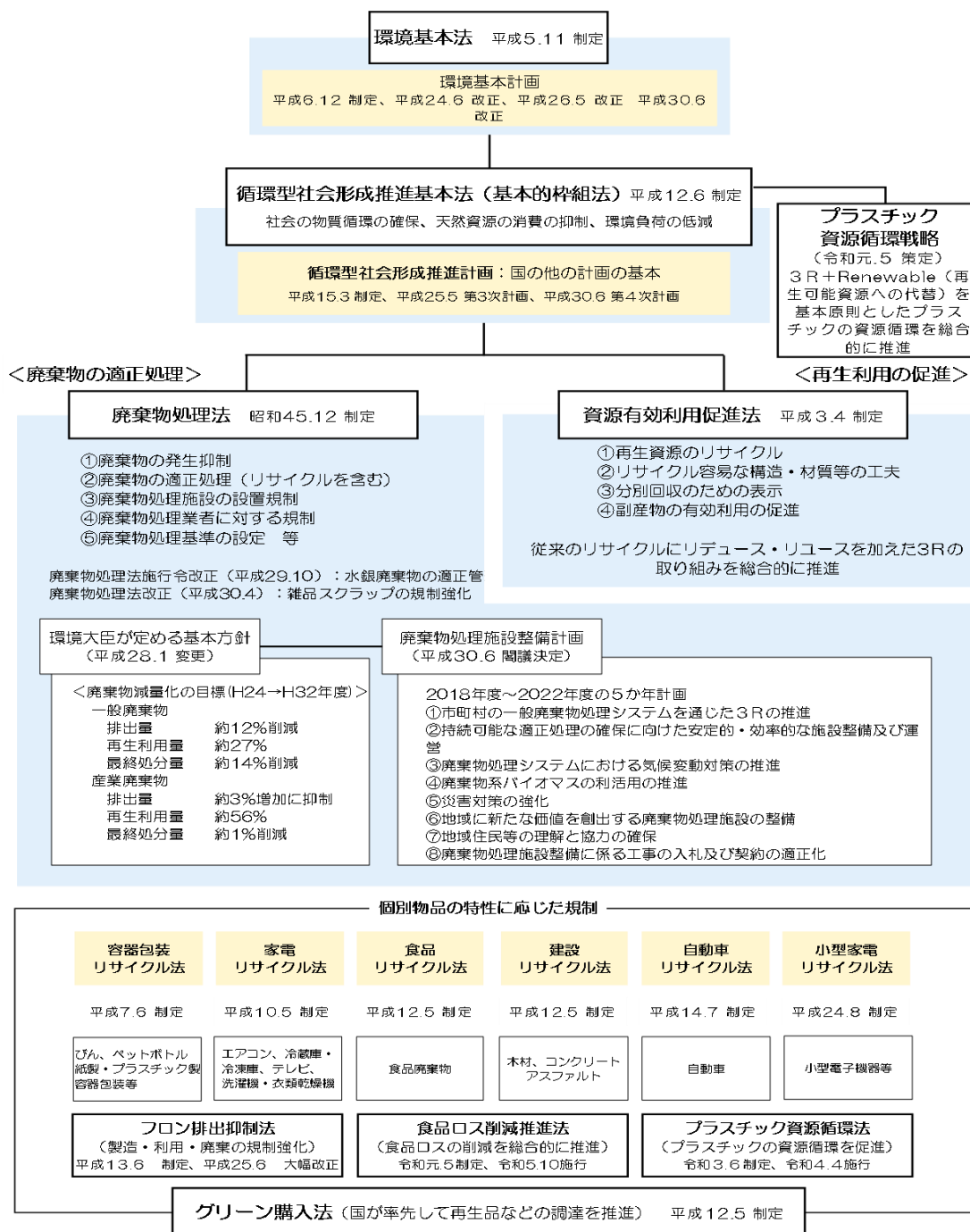


# 第1章 ごみ処理を取り巻く社会情勢

## 1-1 関連法令の概況

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、リサイクル関連の法律等の関係法令に配慮して策定するものです。廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を図表●に示します。

図表● 廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系



出典:「日本の廃棄物処理の歴史と現状」(平成26年(2014年)2月、環境省)に加筆・編集

## 1-2 国の方針、大阪府の計画等

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理・処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、その後、環境負荷軽減や資源循環を促進するため、環境及びリサイクル関連法が施行されました。これらの関連法令に基づく国の方針及び大阪府の計画等の経緯を図表●に示します。

図表● 廃棄物処理・再資源化に関する国の方針、大阪府の計画等の経緯

年 月	関連する計画等（○：国、●：大阪府）
平成11年（1999年）3月	●大阪府ごみ処理広域化計画
平成13年（2001年）5月	○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
平成15年（2003年）3月	○循環型社会形成推進基本計画
平成16年（2004年）5月	●大阪府循環型社会形成に関する基本方針
平成17年（2005年）4月	○循環型社会形成推進交付金制度の導入
平成17年（2005年）5月	○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
平成19年（2007年）6月	○一般廃棄物会計基準 ○一般廃棄物処理有料化の手引き ○市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針
平成22年（2010年）8月	●大阪府分別収集促進計画
平成22年（2010年）12月	○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
平成23年（2011年）3月	●大阪21世紀の新環境総合計画
平成28年（2016年）1月	○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
平成28年（2016年）6月	●大阪府循環型社会推進計画／「廃棄物処理法」に基づく都道府県廃棄物処理計画
平成29年（2017年）10月	○廃棄物処理法施行令改正／水銀廃棄物の適正管理
平成30年（2018年）4月	○第5次環境基本計画
平成30年（2018年）6月	○第4次循環型社会形成推進基本計画
令和元年（2019年）5月	○「プラスチック資源循環戦略」
令和元年（2019年）6月	○大阪ブルー・オーシャン・ビジョン
令和元年（2019年）10月	○「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
令和3年（2021年）3月	●大阪府循環型社会推進計画
令和4年（2022年）4月	○「プラスチック資源循環促進法」施行

### 1-3 国、大阪府の数値目標

#### (1) 国の数値目標

国は「廃棄物処理基本方針」及び「循環型社会形成推進基本計画」において、一般廃棄物の減量・資源化の目標を図表●のとおり設定しています。「循環型社会形成推進基本計画」では、持続可能な社会づくりに向けて、一層のごみ排出削減の取組みが必要となっています。

図表● 国の減量・資源化目標等

方針・計画	廃棄物処理基本方針 基本的な方針の改定 (令和2年(2020年) 3月16日)	循環型社会形成推進基本計画		
		第3次 (平成25年(2013年)3月)	第4次 (平成30年(2018年)6月)	
基準年度	平成12年度(2000年度)	平成12年度(2000年度)	平成12年度(2000年度)	
目標年度	令和7年度(2025年度)	令和2年度(2020年度)	令和7年度(2025年)	
排出削減	排出量	3,800万t	25%減	850g/人・日 (28%減)
	家庭系ごみ量	440g/人・日 (33%減)	25%減	440g/人・日 (33%減)
	事業系ごみ量	—	35%減	1,100万t (39%減)
再生利用率	28%	—	—	
最終処分量	320万t (73%減)	450万t (63%減)	320万t (73%減)	

注1) 廃棄物処理基本方針は令和2年の改定は行なわれず、事務連絡で別紙として数値目標が示された。

注2) 排出量は、収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団資源回収量

注3) 家庭系ごみ量は、集団資源回収量や資源等を除いた排出量

出典：「廃棄物処理基本方針」及び「循環型社会形成推進基本計画」から作成

#### (2) 大阪府の数値目標

大阪府は令和2年度の「大阪府循環型社会推進計画」において、一般廃棄物の減量目標を図表●のように設定しています。

図表● 大阪府の数値目標（一般廃棄物）

目標項目	大阪府循環型社会推進計画（一般廃棄物）		
	令和元年度 (2019年度) 実績	令和7年度 (2025年度) 目標	増減量 (増減率)
排出量 廃棄物として排出されるものの全体量	308万トン	276万トン	▲32万トン (▲10.4%)
再生利用率 排出量のうち再生利用される量の割合	13.0%	17.7%	4.7%
最終処分量 焼却等の処理を経て最終的に埋立処分される量	37万トン	31万トン	▲6万トン (▲16.2%)
1人1日当たりの生活系ごみ排出量 集団回収量と資源ごみを除く	450g/人・日	400g/人・日	▲50g/人・日 (▲11.1%)

出典：大阪府循環型社会推進計画（令和3年（2021年）3月）より編集

## 1-4 SDGsの動向

### (1) SDGsの潮流

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に掲げられた17の目標（ゴール）を達成できるよう、国は様々な主体による循環型社会の形成に関する取組みの促進に力を入れています（図表●）。国が平成30年（2018年）に策定した第5次環境基本計画や、第4次循環型社会形成推進基本計画では、SDGsの考え方を活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点でのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくという方向性を掲げており、今後はSDGsの目標達成に貢献する活動が求められます。

図表● SDGsの17のゴール



出典：国際連合広報センター

### (2) とよなか SDGs 未来都市

本市がSDGsの達成に向け提案した取組みが、国（内閣府地方創生推進事務局）に評価され、令和2年度（2020年度）「SDGs未来都市」に選定されました。これを受け、本市は令和2年（2020年）から3年間に渡る「豊中市SDGs未来都市計画」を策定しました。

計画では「多様な主体による協働のもと、お互いを認め合い、創意工夫し、新たな課題や長期的視点に立った改革に果敢に取り組む創造性あふれるまちづくりを進めていき、まちの変化やみんなの幸せを日々の暮らしのなかで感じとりながら、誰もが“明日がもっと楽しみ”と思える、誰一人取り残さない持続可能なまちをめざす」としています。

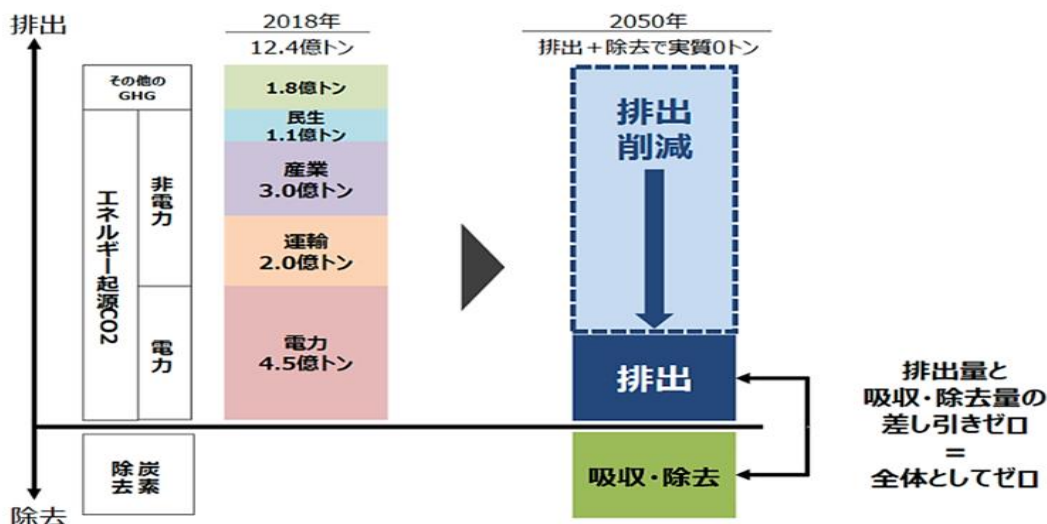
図表● 2030年のあるべき姿（とよなかSDGs未来都市）

2030年のあるべき姿
① 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり
② 安全に安心して暮らせるまちづくり
③ 活力ある快適なまちづくり
④ いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

### (3) 脱炭素社会に向けた動向

令和2年（2020年）10月、国は2050年までに、温室効果ガスの排出を全体として実質的にゼロにする、すなわちカーボンニュートラルをめざすことを宣言しました。カーボンニュートラルの達成イメージを図表●に示します。

図表● カーボンニュートラルの達成イメージ



出典：資源エネルギー庁ホームページ

国の廃棄物関連の方針・計画では、廃棄物分野における地球温暖化対策を図表●のとおり位置付けています。従来の3Rを基本とし、さらに廃棄物エネルギーの回収推進を検討する必要があります。

図表● 廃棄物分野における地球温暖化対策の位置付け

<p>廃棄物処理基本方針 (平成28年1月)</p>	<p>地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、<u>エネルギー源としての活用</u>も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進める必要がある。</p>
<p>第四次循環型社会形成推進基本計画 (平成30年6月19日閣議決定)</p>	<p>低炭素社会の取組みへの貢献を図る観点からも3Rの取組みを進め、なお残る廃棄物等については、<u>廃棄物発電等の熱回収</u>や生ごみ等からのメタン回収等の導入や<u>廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及</u>等による、<u>廃棄物エネルギーの効率的な回収の推進</u>を徹底する。</p>
<p>廃棄物処理施設整備計画 (平成30年6月19日閣議決定)</p>	<p>廃棄物処理施設の整備に当たっては、<u>廃棄物処理施設の省エネルギー化</u>や電気・熱としての<u>廃棄物エネルギーの効率的な回収</u>を進めるとともに、<u>地域のエネルギーセンター</u>として周辺の需要施設や<u>廃棄物収集運搬車両</u>等に<u>廃棄物エネルギー</u>を供給する等、地域の低炭素化に努めることが重要である。</p>

出典：廃棄物分野における地球温暖化対策について（令和3年（2021年）4月9日、環境省）

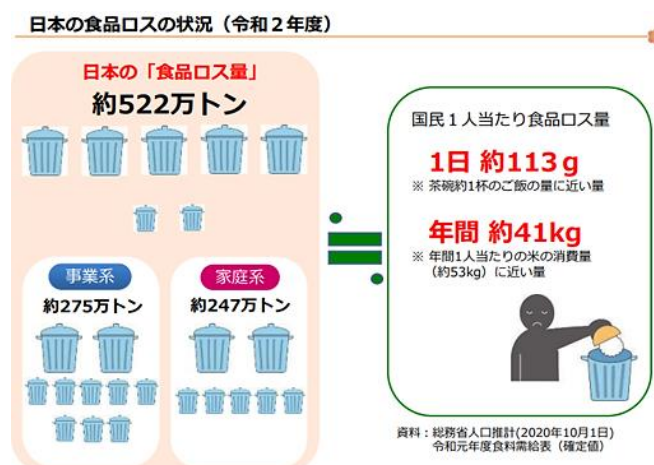


#### (4) 食品ロスへの対応

多量の食品ロスの発生が、国内外で大きな課題となっています。令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるなど、さらに食品ロス削減に取り組むことが求められています。

国は、食品ロス量を2000年度に比べ、2030年度には半減させることを目標としています。大阪府の食品ロス量は、令和元年度（2019年度）で43万トンと推計されており、可燃ごみの約2割を占めています。大阪府食品ロス削減推進計画（令和3年（2021年）3月策定）では、2030年に10万トンの削減をめざしており、より一層食品ロスの発生を抑制していく必要があります。なお、本市の取組み等については第2部の「食品ロス削減推進計画」で後述します。

図表● 食品ロスの推計値（令和2年度推計値、農林水産省）



#### (5) プラスチックごみへの対応

令和元年（2019年）1月に、大阪府と大阪市は、2019年G20大阪サミット及び2025年大阪・関西万博の開催地として、SDGs先進都市をめざし、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進やプラスチックの資源循環の推進などを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を共同で行いました。

こうした背景のもと、大阪府は令和3年（2021年）3月に策定した「大阪府循環型社会推進計画」において、プラスチックごみに関する目標設定を図表●のように定めています。

図表● 大阪府のプラスチックごみに関する目標設定

目標項目		令和元年度 (2019年度) 実績	令和7年度 (2025年度) 目標	目標値設定の考え方
容器包装プラスチック (一般廃棄物)	排出量	24万トン	21万トン (▲14%)	プラ戦略の目標(2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制)の達成を見据えた目標値
	再生利用率	27%	50% (+23)	プラ戦略の目標(2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル)の達成を見据えた目標値
プラスチック (一般廃棄物及び 産業廃棄物)	焼却量	48万トン	36万トン (▲25%)	容器包装・製品プラスチックの削減、分別排出、リユース・リサイクルへの誘導等の効果を見込んだ目標値
	有効利用率	88%	94% (+6)	プラ戦略の目標(2035年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用)の達成を見据えた目標値

出典：大阪府循環型社会推進計画（2021年(令和3年)3月、大阪府）



## 第2章 循環型社会の構築に向けた取組みの現状

### 2-1 ごみ収集・処理の現状

#### (1) ごみ収集体制

家庭系ごみの収集は、平成12年度（2000年度）から一部民間委託を導入しました。その後、順次委託収集区域を拡大し、平成19年度（2007年度）に市域全世帯数の約30%で委託、平成24年度（2012年度）には市域全世帯数の約10%を新たに委託収集地区に加えました。

平成26年度（2014年度）からは公・民の最適な役割分担の観点から、効率的かつ効果的なごみ収集運搬体制の構築と災害時等における市民生活の安全・安心及びセーフティネットの確保を図ることを目的として、公・民が分担して収集運搬を行う方式に随時移行しています（図表●）。

一方で、事業系一般廃棄物の収集については、許可業者に委託するか、事業者が直接豊中市伊丹市クリーンランドに自己搬入を行っています。

図表● ごみの収集区分と収集体制

	分別区分	収集頻度	収集形態	収集体制	
家庭系	可燃ごみ	週2回	ステーション収集 (一部各戸収集)	委託	
	粗大ごみ	月1回、申込制（有料）			
	不燃ごみ	4週間に1回			
	ビン	2週間に1回			
	紙・布	2週間に1回		直営	
	空き缶・危険ごみ	2週間に1回			
	プラスチック製容器包装	週1回			
	ペットボトル	4週間に1回			
	使用済小型家電	随時			拠点回収
	水銀使用廃製品	随時			拠点回収
	臨時（引っ越し）ごみ	随時、申込制（有料）	戸別収集		
直接搬入	随時、予約制（有料）	—	自己搬入		
事業系	一般ごみ	許可業者との契約による	戸別収集	許可業者	
	直接搬入	随時	—	自己搬入	

## (2) 焼却処理・破碎処理施設

本市と兵庫県伊丹市の両市域において排出された家庭系のごみや事業系の一般廃棄物を受け入れ、中間処理を行うために設立した一部事務組合の豊中市伊丹市クリーンランドで、焼却処理・破碎処理等を行っています（図表●）。

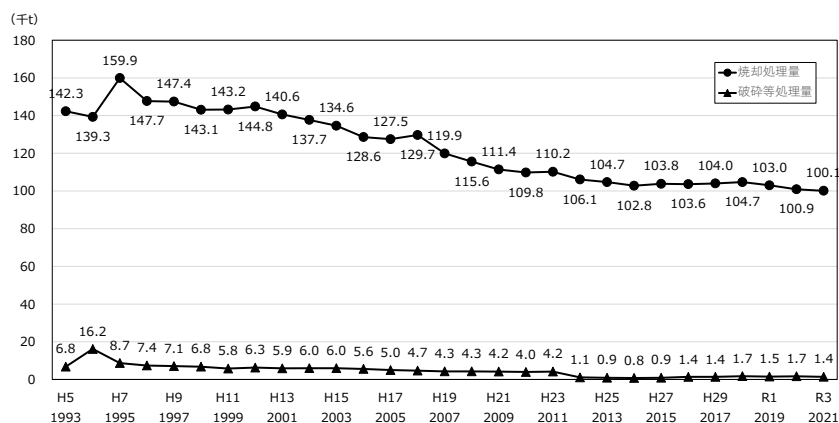
図表● 豊中市伊丹市クリーンランドの施設概要

項 目	リサイクルプラザ	ごみ焼却施設
所在地	大阪府豊中市原田西町2番1号	大阪府豊中市原田西町2番1号
建築面積	5,126.06 平方メートル	13,540.40 平方メートル
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
延べ面積	11,031.46 平方メートル	36,411.21 平方メートル
建築高さ	24.186 メートル	43.7 メートル（煙突高さ45メートル）
着工年月日	平成21年（2009年）5月14日	平成23年（2011年）11月18日
竣工年月日	平成24年（2012年）3月31日	平成28年（2016年）3月15日
処理能力	134t/日	175t/日×3 炉 合計525t/日
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル、ビン類、プラスチック製容器包装、缶類、古紙・古布	可燃ごみ
施設外観		

出典：豊中市伊丹市クリーンランドホームページ

豊中市伊丹市クリーンランドでは、平成24年度（2012年度）にリサイクルプラザ、平成28年度（2016年度）に新たなごみ焼却施設の供用を開始しました。焼却処理量は平成7年度（1995年度）の159.9千tをピークに減少傾向にあり、令和3年度（2021年度）には100.1千tと約37%減少しています。

図表● 焼却・破碎等処理量の推移

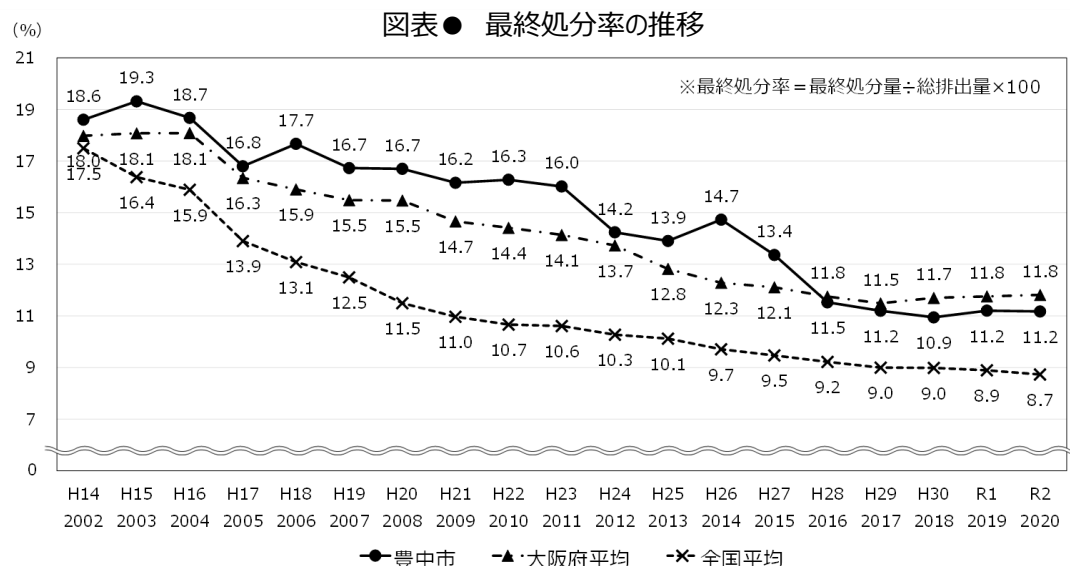
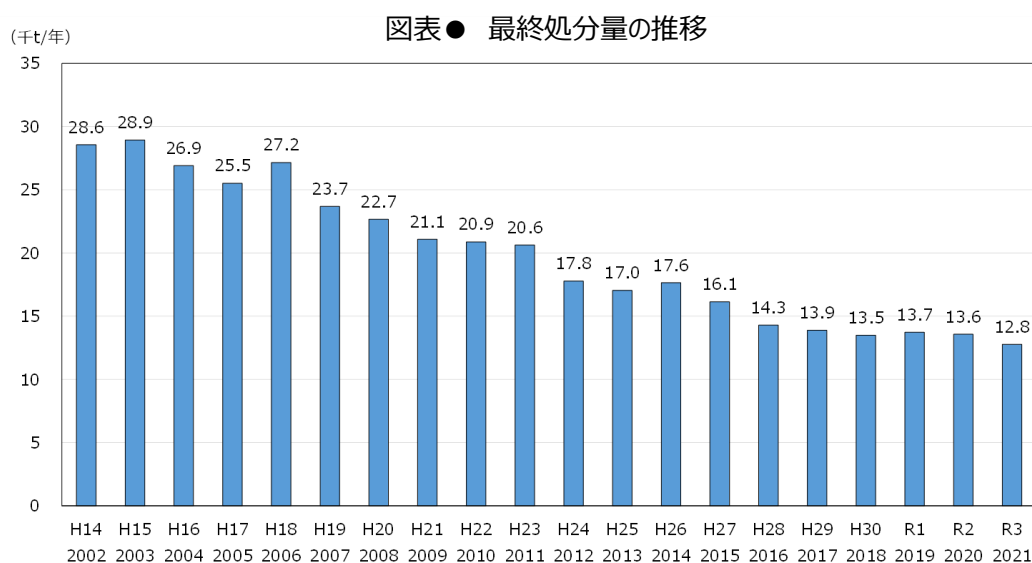


注) 破碎等処理量は、クリーンランドに搬入されたごみ量から、焼却量と資源化量を差し引いた値です。

### (3) 最終処分場

豊中市伊丹市クリーンランドから発生する焼却後の焼却残渣及びリサイクルプラザ処理残渣は、大阪湾フェニックスセンターの埋立処分場に搬入し最終処分しています。大阪湾フェニックスセンターは、令和14年度（2032年度）までは最終処分場での受け入れが決定<sup>\*1</sup>していますが、それ以降の受け入れは未定であり、長期的な観点から、最終処分量の減量に努める必要があります。

本市の最終処分量は平成15年度（2003年度）をピークに減少傾向にあり、令和3年度（2019年度）には約12.8千トン（図表●）となっており、この18年間で半減しています。最終処分率（総排出量に占める最終処分量の比率）は、令和3年度（2019年度）は11.2%であり、平成28年度（2016年度）からは大阪府平均並みとなっていますが、全国平均を上回っており、最終処分量の削減が課題です。



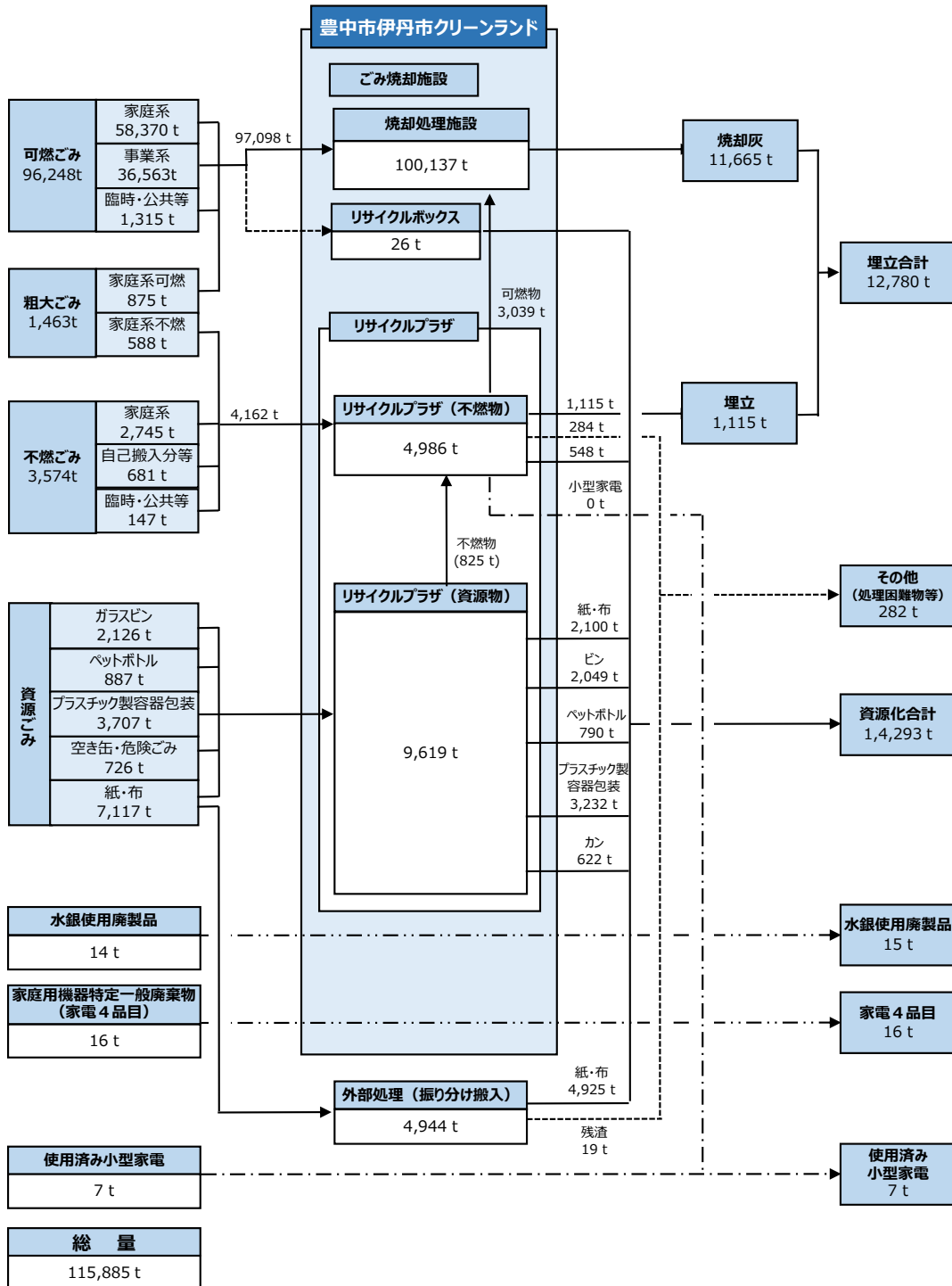
出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

<sup>\*1</sup> 「大阪湾圏域広域処理場整備基本計画」（平成30年（2018年）3月、大阪湾広域臨海環境整備センター）において、埋立期間が「平成元年度から約44か年」とされています。

## 2-2 ごみ処理システムのフロー

本市におけるごみ処理の流れは図表●のとおりです。

図表● ごみ処理の流れ（令和3年度（2021年度）実績）



注1) 数値は令和3年度（2021年度）実績。四捨五入の関係で個々の和が計と一致しない場合があります。

注2) ガラスビン、空き缶等の再生資源には教育施設からの許可業者収集量も含まれます。

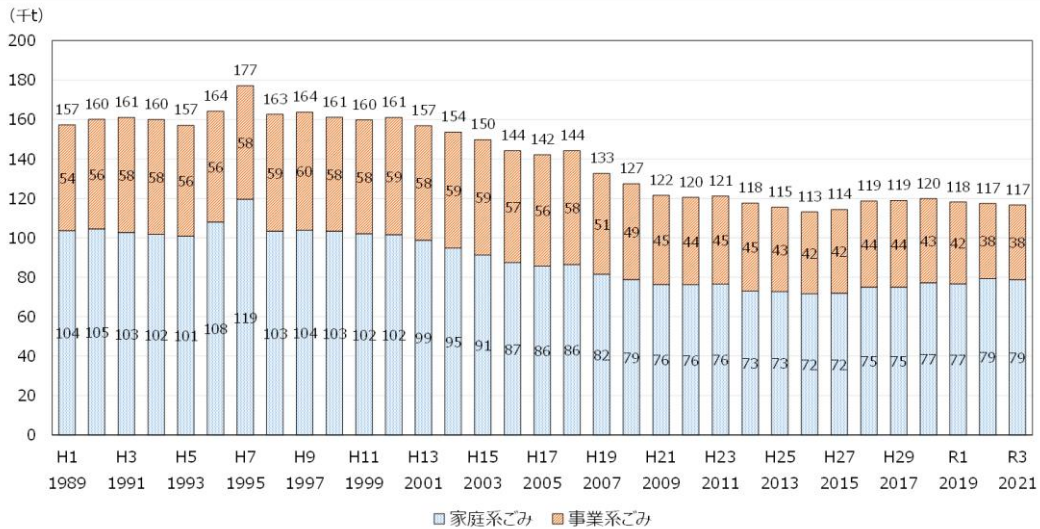
注3) 不燃ごみの内訳にある自己搬入分等とは、家庭から排出される引越し等に伴う臨時ごみの不燃物を許可業者が収集したものや市民がクリーンランドに直接搬入したものです。

### 2-3 ごみ排出量の動向

本市のごみ排出量（集団回収量を除く。）は、平成7年（1995年）1月の阪神・淡路大震災で発生した災害廃棄物の影響を受け増加しましたが、それ以降は分別区分の拡大、市指定ごみ袋制度の導入、粗大ごみ有料収集の実施、ごみ処理手数料の適正化などにより、平成8年度（1996年度）の約163千tから、平成26年度（2014年度）は、約113千tへと大幅に減少しました。しかしながら、平成27年度（2015年度）からは、微増傾向を示すようになり、その後は120千t前後で横ばいに推移しています。これは、平成20年（2008年）頃から、市内の北部・中部・東部での大規模マンション等の建設に伴い、子育て世代を中心とした市内への転入者が多くなったことによって人口が増加している状況などが影響しています（図表●）。

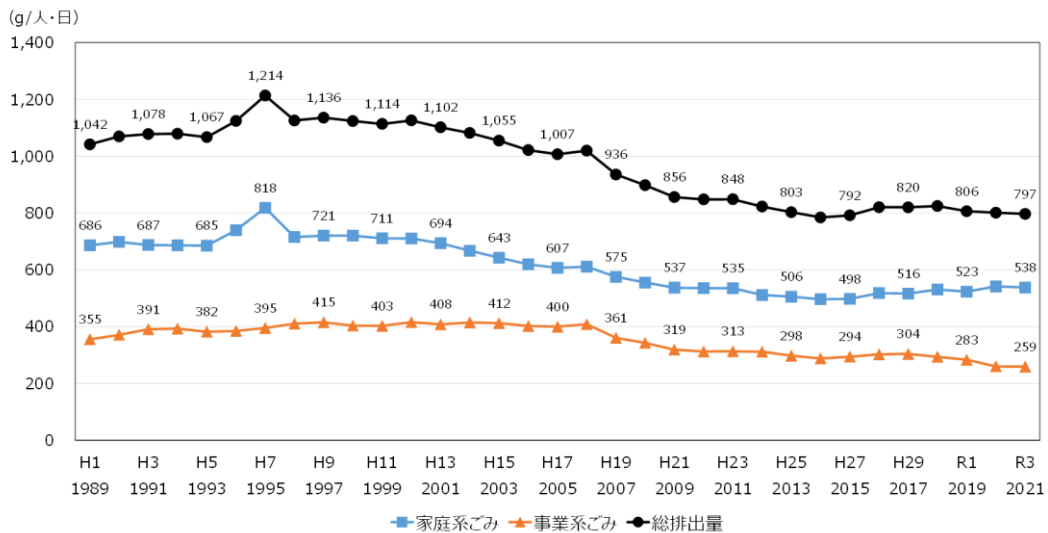
市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、平成27年度（2015年度）までは減少傾向にありましたが、平成28年度（2016年度）は「再生資源等持ち去り行為の禁止規定」の施行の影響により増加に転じ、その後は微減傾向が続いています。事業系ごみは近年減少傾向で推移しています（図表●）。

図表● ごみ排出量の推移



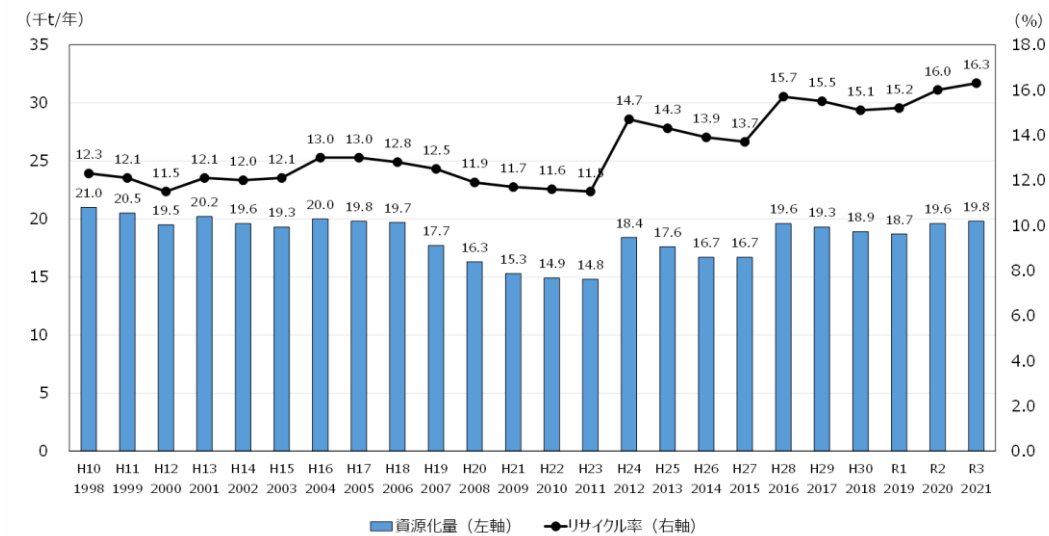
- 注1) 家庭系ごみは集団回収を含めず、臨時・公共系を含めています。
- 注2) 事業系ごみは減量計画書による事業所の自主的資源化量は含めていません。"

図表● 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移



本市の資源化量は、平成17年度（2005年度）以降減少傾向に転じていましたが、平成24年（2012年）4月から実施した家庭系ごみの分別区分の拡大（空き缶、プラスチック製容器包装、ペットボトルなど）により資源化量、リサイクル率とも飛躍的に増加しました。その後は再び減少傾向に転じていましたが、平成28年（2016年）4月に施行した「再生資源等持ち去り行為の禁止規定」による効果や継続した周知活動などにより、減少傾向に歯止めがかかりました（図表●）。

図表● 資源化量及びリサイクル率の推移



注1) 資源化量には市が関与する再生資源集団回収事業やリサイクル事業を含んでいますが、多量排出事業者等の民間の自主的取組みは含みません。

注2) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないことがあります。

図表● 再生資源回収実施時期

再生資源回収の取組	H10 1998	H11 1999	H12 2000	H13 2001	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	
空き缶回収機によるスチール缶+アルミ缶回収																									
定期収集(古紙類・古布・ガラスびん・ペットボトル)																									
拠点回収(白色トレイ)																									
庁内古紙回収																									
再生資源集団回収																									
クリーンランド処理施設における古紙回収																									
クリーンランド処理施設におけるコンプレッサ回収																									
事業所発泡スチロール回収																									
定期収集(プラスチック製容器包装)																									
共同回収モデル事業(酒販組合)による回収																									
粗大ごみ破碎後の鉄類・アルミ類回収																									
事業所機密書類																									
剪定枝直接リサイクル																									
給食残渣の堆肥化																									
インカードラッジ(里帰りプロジェクト)																									
使用済み小型家電																									
再生資源買取市																									
臨時ごみリユース																									
店頭回収																									
使用済み小型家電宅配回収																									



## 2-4 循環型社会の構築に向けた取組み

廃棄物処理法が改正された平成3年度（1991年度）以降に取り組んできた循環型社会の構築に向けた取組みを以下に整理しました（図表●～図表●）。

図表● これまでの豊中市のごみ減量等の取組み状況（1）

平成3年度 (1991年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ減量・リサイクルシステムづくり懇話会の設置（5月）</li> <li>○ 集団回収報奨金制度の創設（6月）</li> <li>○ 白色トレ回収事業開始（2月）</li> </ul>
平成4年度 (1992年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ペットボトル回収事業開始（府のモデル事業）（10月）</li> <li>○ 第1次ごみ減量計画の策定（3月）</li> </ul>
平成5年度 (1993年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行</li> <li>○ 5分別収集の実施（一部モデル地区にてガラスびん分別収集）</li> <li>○ ペットボトル回収事業開始（市の独自事業）</li> <li>○ 廃棄物減量等推進審議会の設置</li> <li>○ 廃棄物減量等推進員制度の創設</li> </ul>
平成6年度 (1994年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業系ごみ減量対策の担当部門設置</li> <li>○ リサイクル工房の設置（10月）</li> <li>○ 第1期審議会答申（3月） 「仮称リサイクルセンター基本構想について」 「事業系ごみ減量対策について」</li> </ul>
平成7年度 (1995年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置及び届け出に関する規則の施行（3月）</li> </ul>
平成8年度 (1996年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業系一般廃棄物減量計画の作成、届出等に関する規則の施行</li> <li>○ 容器包装リサイクル法に基づく第1期分別収集計画の策定（9月）</li> <li>○ 第2期審議会答申（3月） 「ごみ分別の基本的なあり方について」</li> </ul>
平成9年度 (1997年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガラスびん収集開始（市内全世帯の1/2で実施）（10月）</li> <li>○ 仮称リサイクルセンター施設整備基本計画の策定</li> </ul>
平成10年度 (1998年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全市域でガラスびん分別収集開始（10月）</li> </ul>
平成11年度 (1999年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 容器包装リサイクル法に基づく第2期分別収集計画の策定（6月）</li> <li>○ ごみ処理手数料の改定（10月）</li> </ul>
平成12年度 (2000年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ収集の一部委託（平成13年度(2001年度)で市収集の約10%委託）（5月）</li> <li>○ 第3期審議会答申（3月） 「ごみ減量をさらに進めるための方策について」</li> </ul>
平成13年度 (2001年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家電リサイクル法対象4品目の申込み・有料回収開始</li> <li>○ 粗大ごみ戸別申込制の導入（10月）</li> <li>○ プラスチック製容器包装のモデル地区分別収集の開始（市域の世帯数の約10%を対象に実施）（10月）</li> <li>○ ごみ処理手数料の改定（10月）</li> </ul>
平成14年度 (2002年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4期審議会答申（6月） 「第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定について」</li> <li>○ 容器包装リサイクル法に基づく第3期分別収集計画の策定（6月）</li> <li>○ 第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定（6月）</li> </ul>

図表● これまでの豊中市のごみ減量等の取組み状況（2）

平成15年度 (2003年度)	○ 第2次豊中市ごみ減量計画－とよなか・へらそーや33プラン－の策定（6月）
平成16年度 (2004年度)	○ プラスチック製容器包装のモデル地区分別回収の拡大 （市域の世帯数の約10%から約27%に拡大） ○ 家庭系ごみの市指定ごみ袋製の導入 ○ ごみ収集委託地区の拡大（市域の世帯数の約20%に拡大）
平成17年度 (2005年度)	○ リサイクル交流センターの開館 ○ 容器包装リサイクル法に基づく第4期分別収集計画の策定（6月） ○ 事業系ごみの市指定ごみ袋製の導入（市収集事業所のみ）（10月） ○ ごみ処理手数料の改定（10月） ○ 第5期審議会答申（12月） 「粗大ごみの適正な費用負担の導入に関する計画について」
平成18年度 (2006年度)	○ 粗大ごみ有料化の実施（10月） ○ ごみ処理手数料の改定（10月） ○ 第5期審議会答申（12月） 「第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画における、ごみ減量目標と基本理念の実現に向けた基本施策及び、具体的な行動計画である第2次豊中市ごみ減量計画の見直しについて」 ○ 第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量計画の改定（3月）
平成19年度 (2007年度)	○ ごみ収集委託地区の拡大（市域の世帯数の約30%に拡大） ○ 容器包装リサイクル法に基づく第5期分別収集計画の策定（6月） ○ ひと声ふれあい収集の開始（7月） ○ 事業系再生資源集団回収実験事業の実施（3月）
平成20年度 (2008年度)	○ 第6期審議会答申（8月） 「今後のごみ分別収集の基本的な考え方について」 ○ 「豊中市におけるマイバグの持参促進及びレジ袋の削減に関する協定」締結（2月）
平成22年度 (2010年度)	○ 容器包装リサイクル法に基づく第6期分別収集計画の策定（6月） ○ 第7期審議会答申（12月） 「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画策定について」 ○ 第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定（3月）
平成23年度 (2011年度)	○ ごみ処理手数料の改定（10月） ○ 豊中市伊丹市地域循環型社会形成推進地域計画（第2期）の策定（12月） ○ 第3次豊中市ごみ減量計画の策定（3月） ○ 事業系ごみの市指定ごみ袋製の廃止（3月）
平成24年度 (2012年度)	○ 9分別収集の実施（空き缶、プラスチック製容器包装、ペットボトル） ○ ごみ収集委託地区の拡大（40%） ○ 中核市移行による産業廃棄物に関する事務譲渡 ○ リサイクルプラザ（豊中伊丹スリーR・センター）の竣工（3月）
平成25年度 (2013年度)	○ 環境交流センターの開館（リサイクル交流センターを閉館） ○ 容器包装リサイクル法に基づく第7期分別収集計画の策定（6月）
平成26年度 (2014年度)	○ 粗大ごみインターネット受付の開始 ○ ごみ収集業務ごみ種別委託の一部実施 ○ 第9期審議会答申（3月） 「再生資源等の持ち去り行為に対する条例による規制等その対応について」



図表● これまでの豊中市のごみ減量等の取組み状況（3）

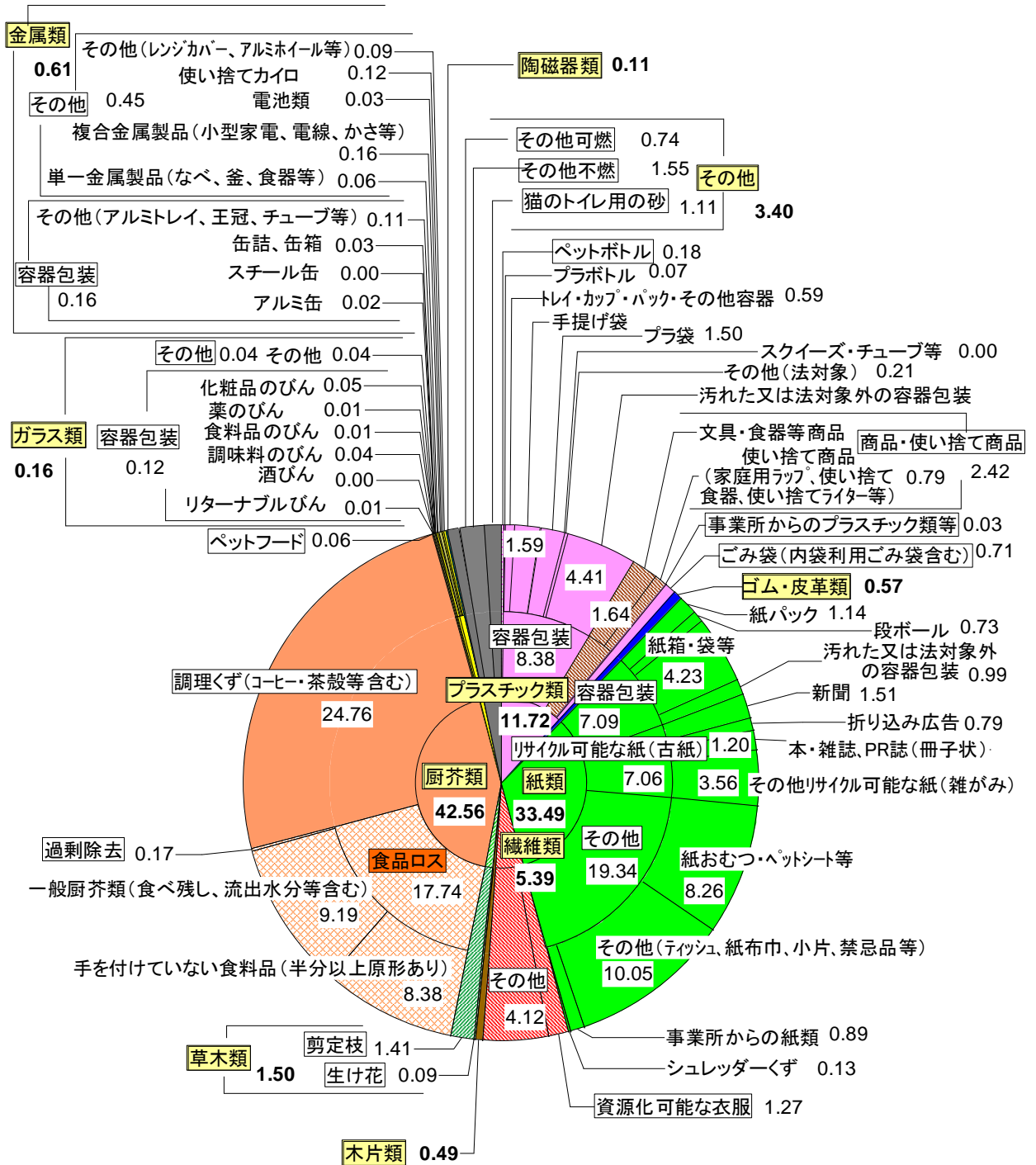
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 使用済小型家電の拠点回収の試行実施（環境省の実証事業）（1月）</li> <li>○ 新ごみ焼却施設の竣工（3月）</li> </ul>
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生資源等の持ち去り防止対策の実施</li> <li>○ 使用済小型家電の拠点回収の開始（8月）</li> <li>○ 容器包装リサイクル法に基づく第8期分別収集計画の策定（8月）</li> </ul>
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ収集業務ごみ種別委託の完全実施</li> <li>○ 水銀使用廃製品の拠点回収開始（7月）</li> <li>○ 第10期審議会答申（8月） 「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画策定について」</li> <li>○ 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定（3月）</li> <li>○ 第4次豊中市ごみ減量計画（愛称：ハッピー（8%）ごみ減量プラン）の策定（3月）</li> <li>○ 豊中市災害廃棄物処理計画の策定（3月）</li> </ul>
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」（4月）</li> </ul>
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業系ごみ処理手数料の撤廃</li> <li>○ 容器包装リサイクル法に基づく第9期分別収集計画の策定（7月）</li> <li>○ 第11期審議会答申（10月） 「一般廃棄物の減量の促進及び適正処理に関する事項等について」 「第3次豊中市ごみ減量計画の総括について」 「第4次豊中市ごみ減量計画の進行管理について」</li> </ul>
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第12期審議会答申（1月） 「第4次豊中市ごみ減量計画の進行管理について」</li> </ul>
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する協定」の締結（2月）</li> <li>○ 第12期審議会答申（2月） 「豊中市食品ロス削減推進計画」の策定について」</li> <li>○ 「第4次豊中市ごみ減量計画の進行管理について」</li> </ul>
令和4年度 (2022年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ収集業務ごみ種別委託の拡大（ビン）</li> <li>○ 第10期豊中市分別収集計画の策定（7月）</li> <li>○ 第13期審議会答申（10月） 「粗大ごみの処理手数料の改定について」</li> <li>○ 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し</li> </ul>

## 2-5 ごみ質の現状

### (1) 家庭系ごみ

市民のごみ排出状況や分別実態を把握するために、令和元年度（2019年度）に家庭系ごみ排出実態調査を実施しました。可燃ごみでは、厨芥類が42.56%と最も多く、なかでも食品ロスは17.74%含まれており、次いで紙類が33.49%、プラスチック類が11.72%を占めていました。

図表● 可燃ごみの組成詳細（重量比）



図表● 家庭系ごみにおける資源化可能物の混入割合（重量比）

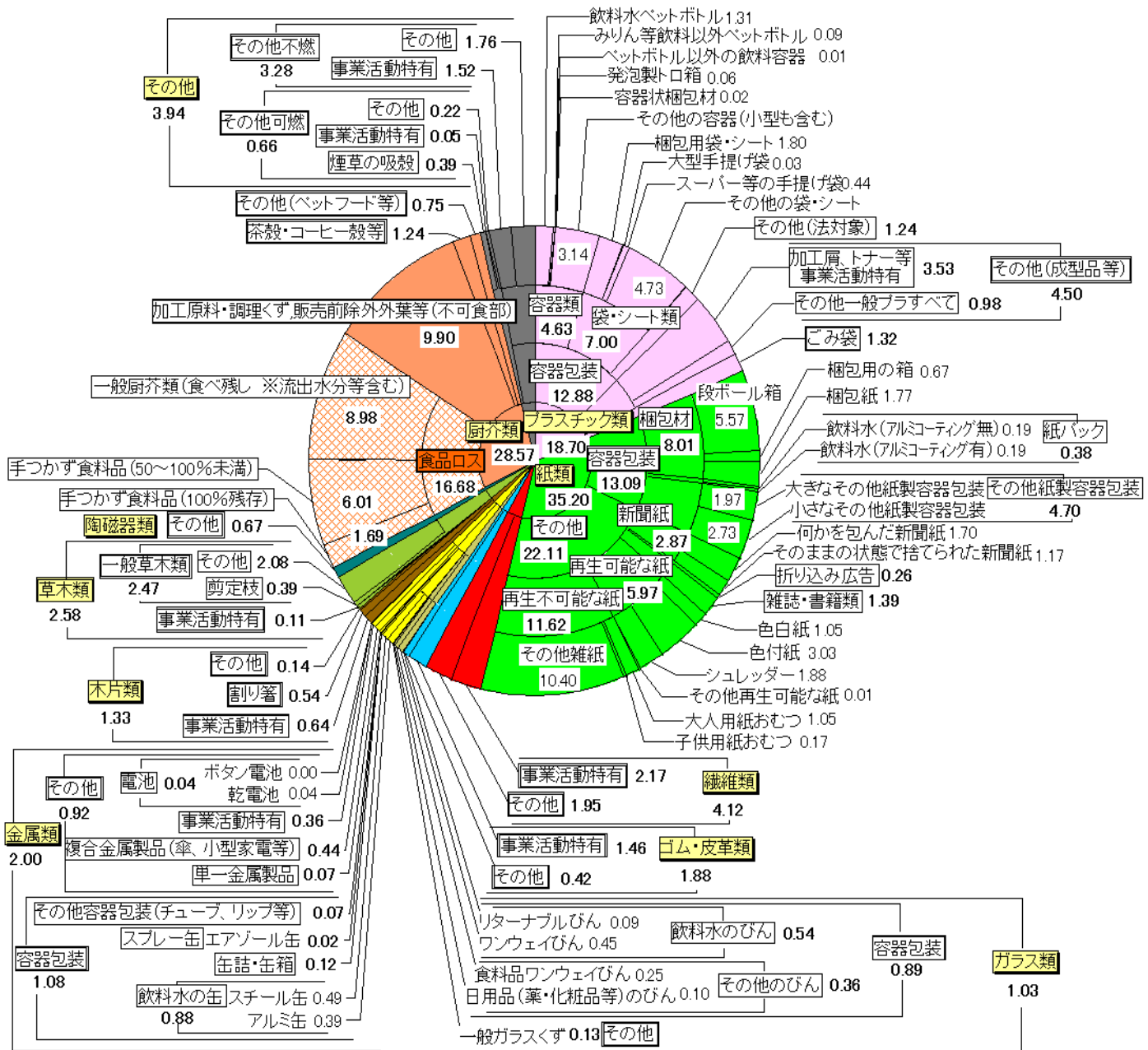
			豊中市		大阪市	堺市	
			令和元年度	平成24年度	平成30年度	平成30年度	
			%	%	%	%	
資源化 可能物	プラスチック類	ペットボトル(PET収集の対象品目) ★きれいなもののみ	0.10%	0.06%	0.27%	0.60%	
		その他プラスチック製 容器包装 ★容器包装リサイクル 法対象物のみ	プラボトル	0.07%	0.04%	—	—
			白色発泡生鮮食品トレイ	0.01%	0.00%	—	—
			白色発泡トレイ以外の生鮮食品トレイ	0.03%	0.01%	—	—
			生鮮以外のトレイ、カップ・パック ・コップ・台紙付き容器・小型容器	0.54%	0.08%	—	—
			手提げ袋 ★きれいなもののみ	0.67%	1.48%	—	—
			ブラ袋・フィルム・ラップ等	1.41%	0.53%	—	—
			その他(緩衝材等法対象)	0.21%	0.03%	—	—
		計	2.95%	2.17%	8.21%	6.54%	
	小計	3.05%	2.23%	8.48%	7.14%		
	紙類	紙パック(アルミコーティング無し) ★きれいなもののみ	0.58%	0.38%	0.75%	0.84%	
		段ボール ★きれいなもののみ	0.66%	1.85%	1.10%	1.51%	
		新聞紙(折ったまま廃棄等何も包まず)	0.33%	0.66%	0.74%	0.93%	
		折り込み広告	0.79%	2.19%	0.99%	—	
		本・雑誌・PR誌	1.20%	0.84%	1.46%	1.41%	
		その他紙製容器包装 ★ 容器包装リサイクル法対 象物のみ	コーティング有り ★きれいなもののみ	0.41%	0.24%	—	—
			紙箱	3.08%	4.21%	—	—
			紙袋・包装紙等	1.15%	1.22%	9.34%	—
		計	4.64%	5.67%	—	4.09%	
		雑がみ(その他リサイクル可能な紙、法対象外紙製容器包装)	3.97%	—	—	3.69%	
	シュレッダーくず	0.13%	—	—	0.10%		
	小計	12.31%	11.59%	14.38%	12.57%		
	ガラス類 (びん類)	リターナブルびん	0.01%	—	—	—	
ワンウェイびん		0.11%	0.13%	0.82%	—		
小計	0.12%	0.13%	0.82%	0.65%			
金属類	缶類	飲料水のアルミ缶	0.02%	0.03%	0.07%	—	
		飲料水のスチール缶	0.00%	0.01%	0.05%	—	
		缶詰、缶箱	0.03%	0.04%	0.14%	—	
	計	0.05%	0.08%	0.26%	0.29%		
	簡易ガスボンベ・スプレー缶	0.00%	0.01%	0.17%	0.05%		
	金属単体製品	0.06%	0.12%	0.76%	0.18%		
小型家電	0.13%	0.16%	—	0.22%			
小計	0.23%	0.37%	1.19%	0.74%			
繊維類(衣類)		1.27%	1.00%	0.91%	0.41%		
資源化可能物の合計			16.98%	15.32%	25.78%	21.51%	
(参考)堆肥化 可能物	厨芥類(流出水分等含む)		42.56%	42.20%	32.29%	34.08%	
	剪定枝		1.41%	0.89%	1.54%	0.01%	
堆肥化可能物の合計			43.97%	43.09%	33.83%	34.09%	
資源化可能物の総合計(堆肥化可能物を含む)			60.95%	58.41%	59.61%	55.60%	

注1) プラスチック製容器包装では、詰め替え用ブラ袋、スクィーズ・チューブ等内容物の粘性が高く、容器等の形状から洗うことが難しい物は資源化困難として上記の表には含めていません。  
 2) 大阪市のプラスチック製容器包装等は汚れた物も含む割合です。  
 3) 四捨五入の関係で個々の項目の和は、必ずしも小計・中計と一致しません。  
 出典:大阪市の「平成30年度家庭系ごみ組成分析調査結果の概要」。堺市の「生活ごみ組成分析調査【平成30年度】(概要版)」

## (2) 事業系ごみ

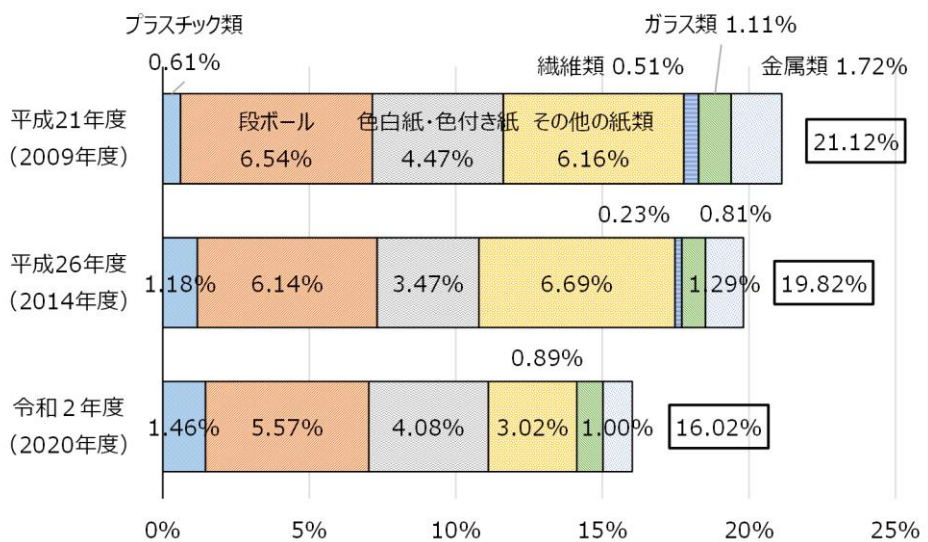
事業系一般廃棄物のごみ減量が可能な割合等を把握するために、令和2年度（2020年度）に事業系ごみ排出実態調査を実施しました。重量比では紙類が約35.20%と最も高く、次いで厨芥類が約28.57%、プラスチック類が約18.70%と続いています。

図表● 全業種平均のごみ組成詳細（重量比）



資源化可能物の割合を過去の調査と比較したところ、ペットボトルの排出量の増加にともないプラスチック類が微増していますが、古紙類が減少しており、資源化可能物の割合が徐々に減少しています。

図表 ● 事業系ごみにおける資源化可能物割合の比較（重量比、全業種平均）

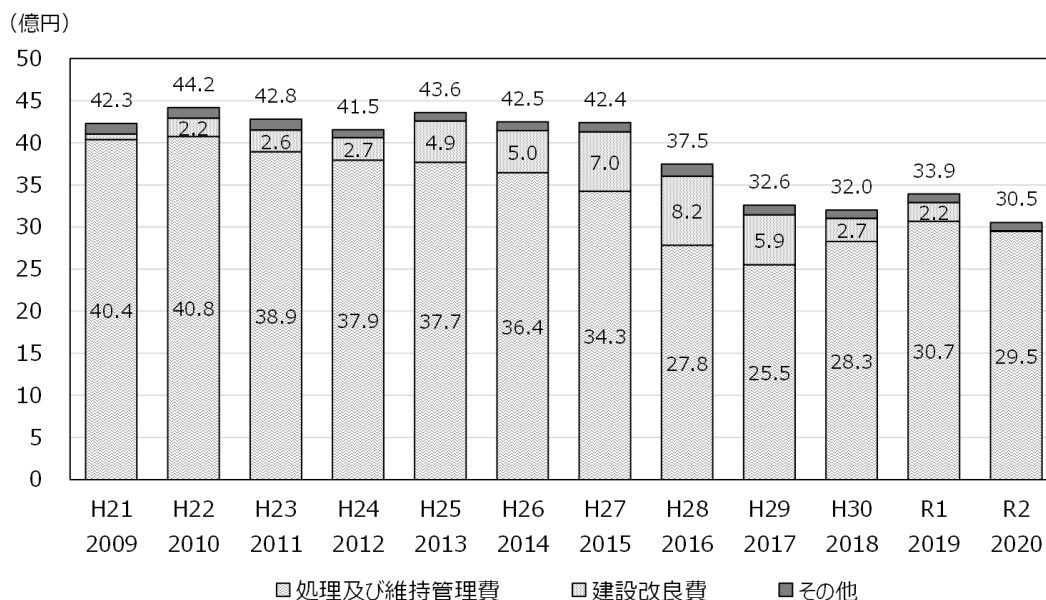


注) 平成26年度（2014年度）調査からは、折り込み広告も資源化可能物に加えています。また、各年度の項目の和は、四捨五入により一致しない場合があります。

## 2-6 一般廃棄物処理経費の現状

本市の令和2年度（2020年度）における一般廃棄物処理経費は約30.5億円であり、平成22年度（2010年度）からの10年間で約31%減少しています（図表●）。

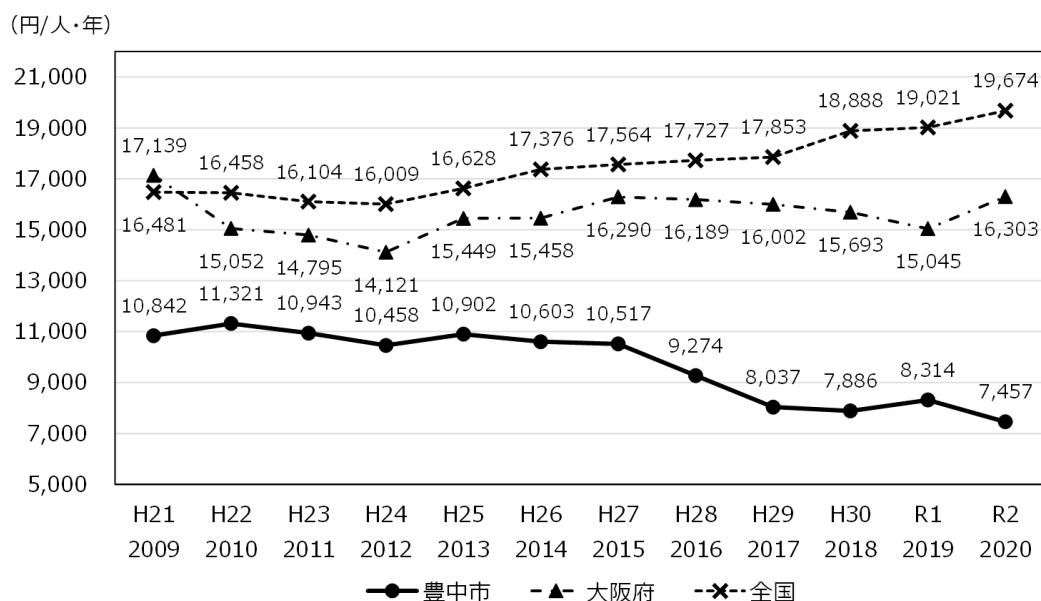
図表● ごみ処理費用の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

市民1人当たりのごみ処理費用は、令和2年度（2020年度）は7,457円となっており、平成22年度（2010年度）からの10年間で約34%減少し、全国平均や大阪府平均より低い値となっています。

図表● 1人当たりごみ処理費用の推移



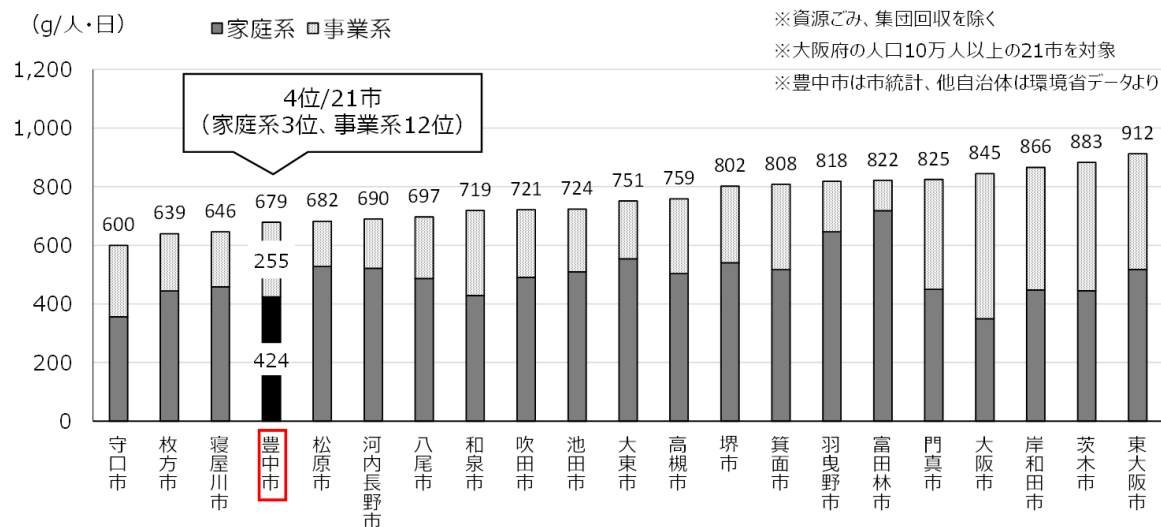
出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

## 2-7 ごみ処理に関する大阪府内における本市の位置づけ

令和2年度（2020年度）の環境省一般廃棄物処理事業実態調査から、大阪府内の人口10万人以上の21市におけるごみ処理の指標を比較した結果は以下のとおりです。

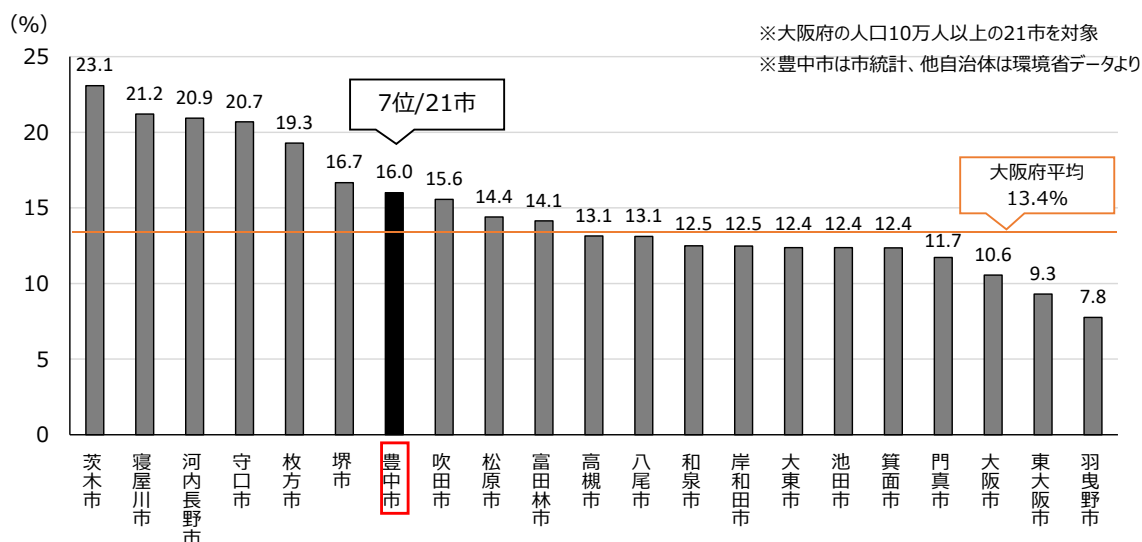
1人1日当たりごみ排出量（資源ごみ、集団回収を除く）は679g/人・日で、21市中4位となっています。このうち、家庭系は424g/人・日で3位、事業系は255g/人・日で12位です。

図表● 1人1日当たりごみ排出量（資源ごみ、集団回収を除く）



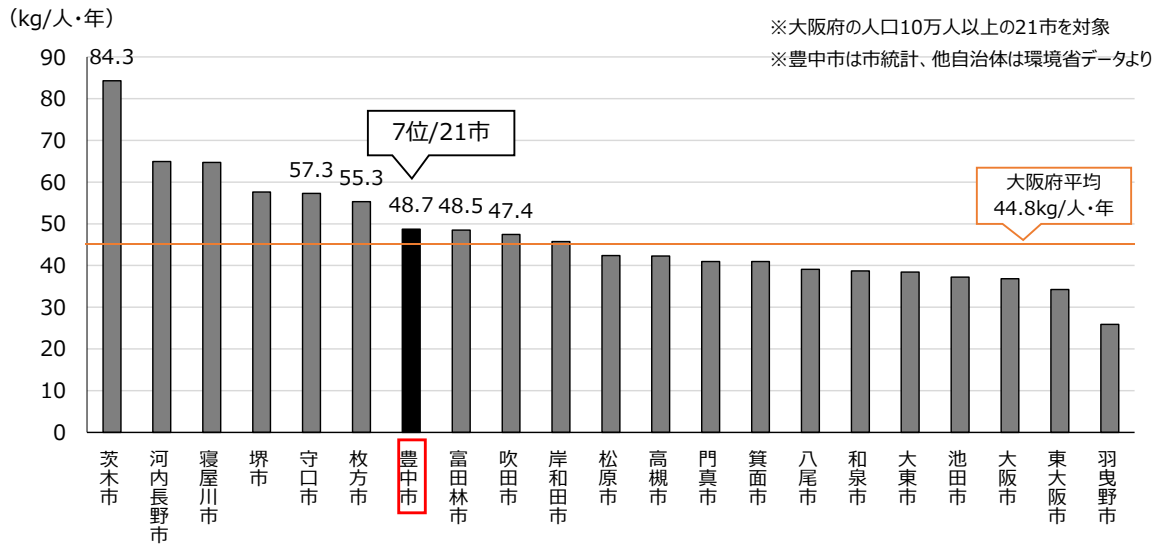
リサイクル率は16.0%で、21市中7位となっています。茨木市・守口市・枚方市には及ばないものの、大阪府43市町村平均の13.4%を大きく上回っています。

図表● リサイクル率



1人年間当たり資源化量は48.7kg/人・年で、21市中7位となっています。大阪府43市町村平均の44.8 kg/人・年をやや上回っており、50kg/人・年前後の上位グループに位置しています。

図表● 1人年間当たり資源化量





## 2-8 市民アンケートの概要

市民の皆さんに対して、日頃のごみ減量化の取組みへの参加状況、ごみの減量に関する意見等を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査結果の概要は以下のとおりです。

### (1) 調査概要

実施時期 令和4年(2022年)8月～9月

発送票数 1,000票 住民基本台帳から市内在住者を、無作為に抽出

回収票数 ●●票 回収率 ●%

### (2) 調査結果の概要

調査結果がまとめ次第、記載します。

### 第3章 減量目標等の進捗状況と今後の課題

#### 3-1 減量目標等の進捗状況（概要）

本計画における減量目標・個別の数値目標の進捗状況を図表●に示します。ごみの焼却処理量と事業系ごみ量は中間目標を達成する見込みですが、他の項目は目標達成が難しい状況です。特に家庭系ごみ1人1日当たり量においては、基準年度である平成28年度（2016年度）実績を上回る値となっています

図表● 減量目標等の進捗状況

目標項目		平成28年度 (2016年度) 基準年度	令和3年度 (2021年度) 実績	令和4年度 (2022年度) 中間目標	中間 目標 達成 見込
減 量 目 標	ごみの焼却処理量	103,584 t	100,137 t	99,275 t	○
個 別 の 数 値 目 標	家庭系ごみ1人1日 当たり量（再生資源除く） （参考 家庭系ごみ量）	414 g/人・日 (59,838 t)	419 g/人・日 (61,365 t)	397 g/人・日 (57,905 t)	×
	事業系ごみ量 （再生資源除く）	43,099 t	37,244 t	40,615 t	◎
	リサイクル率 （参考 再生資源化量）	15.7 % (19,610 t)	16.3 % (19,762 t)	17.8 % (22,208 t)	×

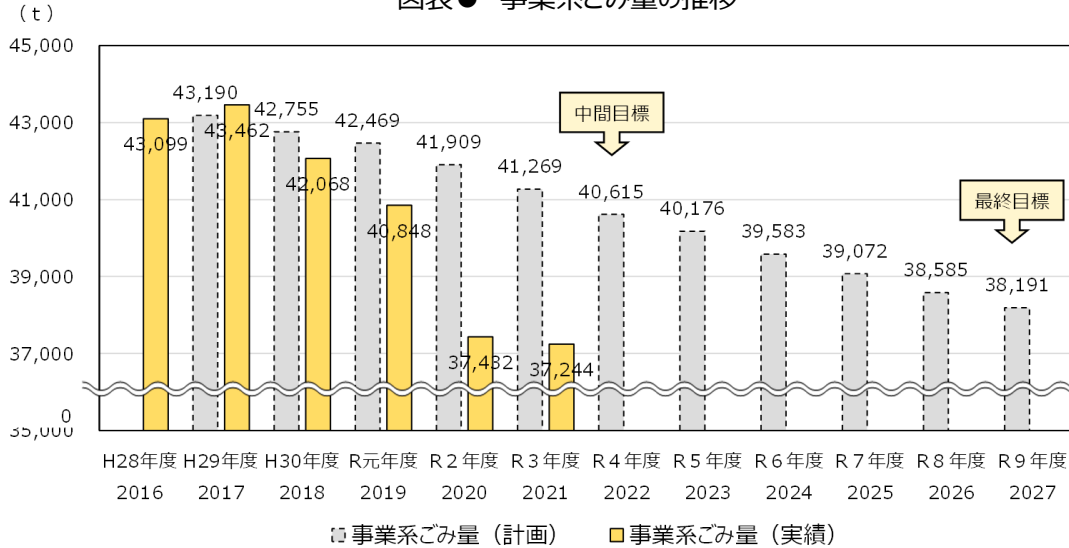
◎：中間目標を達成済、○：中間目標を達成見込み、×：中間目標の達成は困難



## (2) 事業系ごみ量

計画策定以降、各年度の目標値を全て下回り、令和2年度（2020年度）には最終目標値を既に達成しています。しかしながら、令和2年度（2020年度）以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置による休業要請等により事業活動が低下した影響で大幅に減少していると見られ、今後の新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、事業活動の回復とともにごみ量が反動的に増加する可能性も拭えません。

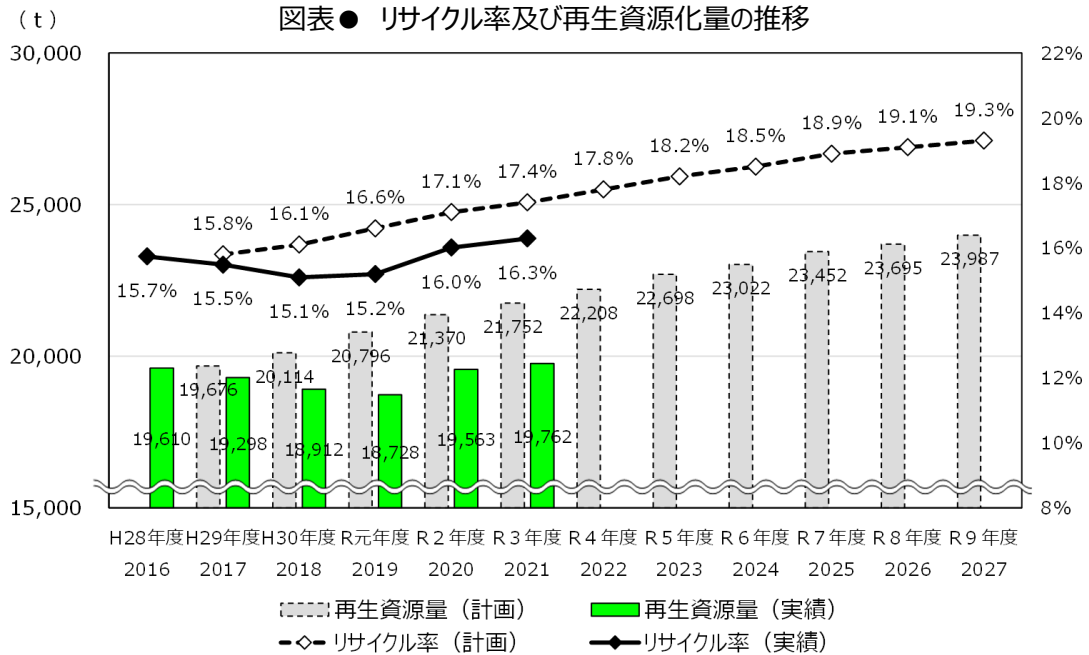
図表● 事業系ごみ量の推移



## (3) リサイクル率

基準年度の平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）まではリサイクル量が減少していました。その後、令和2年度（2020年度）以降は増加していますが、中間目標の達成は困難な見込みです。

図表● リサイクル率及び再生資源化量の推移



### 3-4 計画改定にあたっての課題

本市の人口は、大規模集合住宅の建替え等により増加傾向にありますが、少子高齢化や世帯人数の減少は進行し続けています。また、人口は「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時の想定とは大きな乖離がある状況で、令和2年度（2020年度）まで微増が続いています。現在は、市民一人ひとりの努力により焼却処理量の増加は抑えられていますが、このままでは、いつ焼却処理量が増加するとも限りません。以上のことから計画の改定にあたっての課題を以下のとおり整理しました。

- (1) ごみ焼却施設で余力を持って処理できる量を上回るごみの搬入
- (2) 少子化・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容
- (3) 発生抑制・再使用を推進するための、市民・事業者・行政の三者による協働の促進
- (4) 家庭系・事業系ごみの減量の推進（紙ごみ・食品ロス・プラスチックごみ等）
- (5) リサイクルと適正処理に対応した分別収集体制の拡充
- (6) 安定した中間処理施設等の運用

#### (1) ごみ焼却施設で余力を持って処理できる量を上回るごみの搬入

- 「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時の計画量（約100千t/年）を上回るごみが豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却施設に搬入されており、余力を持って処理することが困難な状況です（図表●参照）。
- 市民一人ひとりの努力により焼却処理量は令和元年度（2019年度）から減少に転じており、令和4年度（2022年度）の中間目標は達成の見込ですが、人口は「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時の想定に比べて、令和2年度（2020年度）時点において約5万5千人増えています。
- 令和3年度（2021年度）には減少に転じているものの、新型コロナウイルス感染症の影響で低迷した経済の復調とともにごみ量が増加する可能性もあることから、今後の動向を注視する必要があります。
- 本市のごみの最終処分先である大阪湾フェニックスセンターの埋立処分場については、今後も安定的な最終処分場を確保するため、延命化を図る必要があります。

#### (2) 少子化・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容

- 世帯数は、核家族化や単身者の流入等により、増加傾向にあるものの、人口は横ばい傾向であり、さらに、高齢社会から超高齢社会へと進行しています。この結果、平均世帯人員は今後も低下が予想されます。
- 高齢化や平均世帯人員の低下など、世帯構成人員や、ライフスタイルの変化により、新たに地域団体を活動する市民が減り、これまでと同様の仕組みでは、地域での再生資源集団回収等の実施が困難になることも危惧されます。
- 再生資源集団回収に加え、ごみ集積所の維持管理やごみ出し支援等、地域コミュニティの変容を踏まえた仕組みづくりが必要です。
- 従来からの自治会や集合住宅の管理組合等を軸とした手法と併せて、新たな仕組みづくりを検討し、市民へのごみ排出ルールの浸透と地域のごみ減量の取組みの活性化を行うことが必要です。
- 地域コミュニティと行政が協働してごみ減量の機運を高めていくために、廃棄物減量等推進員との連携強化や世代間の交流によるごみ減量普及啓発の実施が必要です。

### (3) 発生抑制・再使用を推進するための、市民・事業者・行政の三者による協働の促進

- 大量生産・大量消費社会から環境負荷の小さい循環型社会に転換していくためには、市民・事業者はライフスタイルやビジネススタイルを再考していく必要があります。
- 環境やごみに対する市民、事業者の関心は高まっていますが、特に2R（発生抑制・再使用）の実践行動が市民生活や事業活動に浸透することが望ましいと考えます。2Rを浸透させていくためには、市民の理解と協力を得るとともに、ライフスタイルに取り入れることができるようなサービスを事業者が導入することも必要となります。例えば、市民は、商品などを購入する際に過剰包装を断る、事業者は、再使用製品等2R型の製品の販売等を促進するなどが挙げられます。
- そのため、これまで継続してきた北摂地域での広域連携による取組みの推進や環境配慮型販売システムの充実が必要です。

### (4) 家庭系・事業系ごみの減量の推進（紙ごみ・食品ロス・プラスチックごみ等）

可燃ごみの中には、食品ロスや紙ごみ、プラスチック製容器包装等が多く含まれており、これらを資源化することにより焼却処理するごみを大きく削減することが可能です。このため、家庭だけではなく事業者を含めた地域の3R行動の活性化を図る必要があります。

#### 【家庭系ごみの減量の推進】

- 1人1日当たりの家庭系ごみ量は増加傾向にあり、令和3年度（2021年度）には減少に転じたものの、中期目標の達成は困難な状況です。（●ページの図表●参照）
- 冷蔵庫に入れたまま期限切れとなっている食品や調理の際に作りすぎて廃棄される食べ残しなどを削減することが重要です。
- 食べ物を大切にす活動として、食品ロスの削減に係る周知とともに、フードドライブの実践や仕組みづくりが必要です。
- 世帯構成人員や、ライフスタイルの変化及び高齢化などに対応し、雑がみを含めた紙類等の再生資源回収量の増加に向けて、多様な再生資源回収システムを構築する必要があります。
- 大規模集合住宅が増加する中、再生資源回収のさらなる活性化を図ることが必要です。
- ペットボトルや使い捨てカップなどのワンウェイプラスチック削減に向けた取組みが重要です。

#### 【事業系ごみの減量の推進】

- 事業系ごみは減少傾向が続いており、令和3年度（2021年度）に前倒しで中期目標を達成しています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もあることから、今後の増加が懸念されます。（●ページの図表●参照）
- 本市の令和3年度（2020年度）における事業系食品ロスは約6千トンと推計され、食品ロス全体の約37%に相当し、その削減が求められます。飲食店におけるメニューや食材の工夫、スーパーやコンビニ等の流通段階における仕入れ方法の改善やフードバンクの活用など、事業者に対する啓発・指導を強化していく必要があります。
- 豊中市伊丹市クリーンランドと連携した搬入物調査を充実し、その調査結果を活用した事業者のごみ減量・適正排出に関わる支援や誘導等を行う必要があります。
- 小規模事業所では、一つの事業所から排出される古紙等は微量で、また、1か月以上も保管してから再生資源回収業者に引き渡すなど、手間や負担が大きく、取組みが遅れています。このため、小規模事業所の取組み推進に向けた行政の支援（事業系ごみ減量マニュアルの配布、ごみ減量によりごみ処理費用が軽減される仕組み等の情報提供など）や事業者同士が連携した取組みが必要です。

- 事業系一般廃棄物減量計画書の提出制度を活用した事業系ごみ減量の推進も重要です。

#### **(5) リサイクルと適正処理に対応した分別収集体制の拡充**

- ごみ質の調査からは、可燃ごみへの紙類の混入率が大幅に低下しており、これまでの成果が見られます（●ページの図表●参照）。しかしながら、プラスチック類、金属類、繊維類の割合はほぼ同じであり、分別行動はまだ十分浸透したとは言えません。
- 市民がごみや再生資源を出し間違えるのは、「情報が伝わりにくい」などが原因の一つと考えられます。このため、出し方が分かりにくいプラスチック製容器包装等の分別排出の協力を得るため、様々な年齢層やライフスタイルに応じて多様な手段でごみに関する情報を市民等に伝え、理解を深めていく必要があります。また、入れ替わりの激しい集合住宅等の居住者へ効果的な情報伝達を行っていく必要があります。
- 社会状況の変化に相応して発生する新しい廃棄物問題に対応するため、引き続き情報収集を行い、効果的かつ効果的な分別収集等に対応する必要があります。
- ごみ収集・処理従事者の安全を確保するため、市民や事業者に対し、小型充電式電池や在宅医療廃棄物などの危険物の排出ルールを浸透させる必要があります。

#### **(6) 安定した中間処理施設等の運用**

- 本市、伊丹市及び豊中市伊丹市クリーンランドの三者が連携し、余力を持った施設の運用と維持管理を行う必要があります。
- 大阪湾フェニックスセンターの埋立処分場の整備については、令和14年度（2032年度）までは最終処分場での受け入れが決定していますが、それ以降の受け入れは未定であり、長期的な観点から、最終処分量の減量に努める必要があります。
- 豊中市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生する災害廃棄物や避難所ごみ等の処理を円滑に行うための対応力の向上が必要です。

## 第4章 循環型社会構築のための新たな基本フレーム（減量目標等）

### 4-1 将来人口推計

第4次豊中市総合計画の目標年度である令和9年度（2027年度）までの将来人口予測は、第4次豊中市総合計画後期基本計画における将来人口推計値とします。

図表● 人口の将来推計値

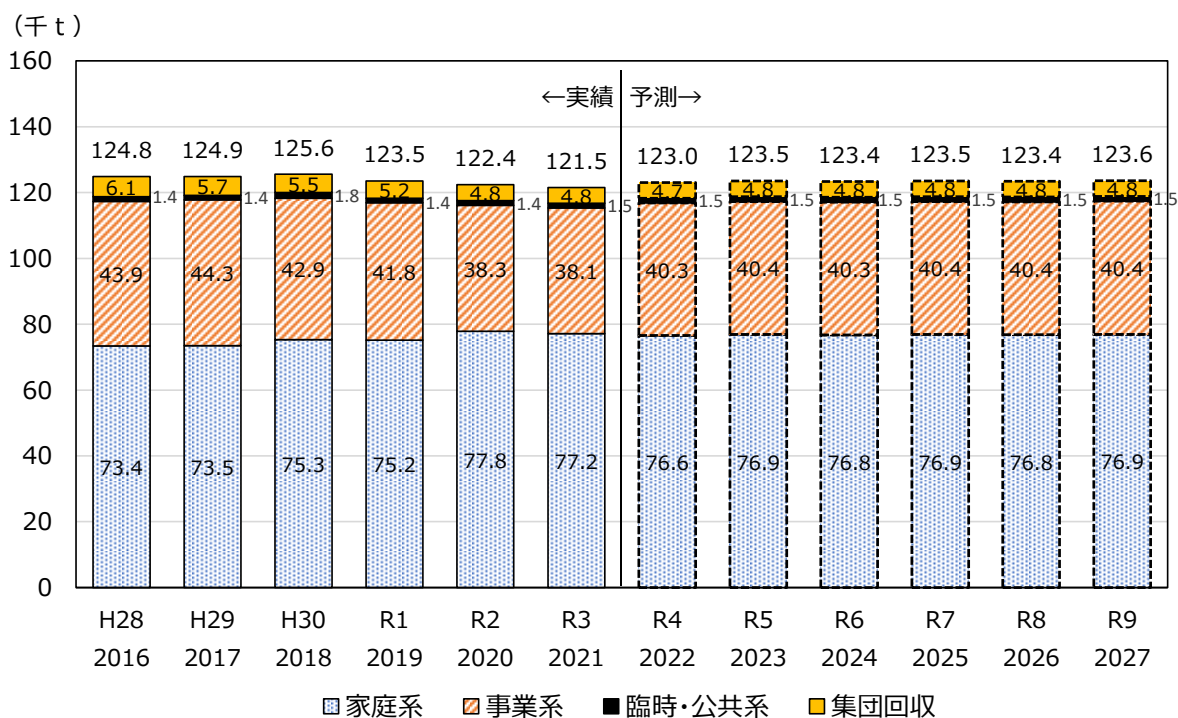
項目	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
人口推計値 (人)	399,790	400,747	401,705	402,662	402,651	402,640

注) 令和4年度は実績、令和5～6年度は、令和4年度と第4次豊中市総合計画後期基本計画における令和7年度推計値を結ぶ直線上の値を、令和8～9年度は、令和7年度と令和12年度推計値を結ぶ直線上の値を使用しています。

### 4-2 ごみ発生量の将来予測

ごみ排出量の将来予測を図表●に示します。家庭系ごみは微増し、事業系ごみは減少傾向が復調すると推察され、全体としてはほぼ横ばい傾向を示すものと想定されます。

図表● ごみ発生量の将来予測



注1)家庭系や事業系には資源物を含みます。

注2)予測値はごみの種類ごとに最適な予測式を用いて試算した結果です。



### 4-3 減量目標等の再設定について

第3章で述べたよう、減量目標であるごみの焼却処理量については、中間目標を達成する見込みですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭系ごみ1人1日当たり量は中間目標の達成は困難な状況となっています。一方、事業系ごみはすでに令和9年度の最終目標を達成している状況であり、各目標値の考え方について、下記のとおり整理します。

#### (1) 減量目標

##### ● ごみ焼却処理量

ごみ焼却処理量は中期目標を達成する見込みですが、引き続き、焼却施設が余力をもって処理できる100千t以下、さらには大阪府内の上位水準をめざします。

#### (2) 個別の数値目標

##### ① 家庭系ごみ1人1日当たり量（再生資源除く）

家庭系ごみ量は新型コロナウイルス感染症の影響で増加しており、当初設定した目標達成が困難であることから、1人1日当たりの減量目標を見直します。

##### ② 事業系ごみ量（再生資源除く）

事業系ごみ量は新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少傾向にあります。今後の動向は不透明ですが、令和4年度以降にごみ量が増加傾向に転じると想定し、当初目標を見直します。

##### ③ 食品ロス量

食品ロス削減計画で掲げる食品ロス排出量の削減について、ごみ減量の側面からも取り組むために、ごみ処理基本計画の個別の数値目標として新たに位置づけます。

#### (3) 参考指標

##### ● リサイクル率

リサイクル率は、排出されたごみ量から資源化された総量の割合を算出するため、再生資源量の増減に大きく左右されます。本計画では、発生抑制と再使用を最優先に取組みを推進するため、今後は参考指標に位置づけます。

図表● 減量目標等

目標項目		平成28年度 (2016年度) 基準年度	令和3年度 (2021年度) 実績	令和9年度 (2027年度) 当初目標	令和9年度 (2027年度) 改定目標案
減量目標	ごみの焼却処理量 ※1	103,584 t	100,137 t	95,368 t	95,349 t (▲8.0%)
個別の数値目標	家庭系ごみ1人1日当たり量※2 (再生資源除く)	414 g/人・日	419 g/人・日	386 g/人・日	394 g/人・日 (▲4.8%)
	事業系ごみ量※3 (再生資源除く)	43,099 t	37,244 t	38,191 t	36,603 t (▲15.6%)
	1人1日当たりの食品ロス量	H12年度 基準年度 166 g/人・日	111.5g/人・日	必達目標 108.8 g/人・日 高位目標 94.7 g/人・日	108.8 g/人・日 94.7 g/人・日
参考指標	リサイクル率※4	15.7 %	16.3 %	19.3 %	19.3 %

※1 豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処理されるごみの年度合計量

※2 豊中市伊丹市クリーンランドへの家庭系ごみ搬入量（再生資源を除く）の1人1日当たり量

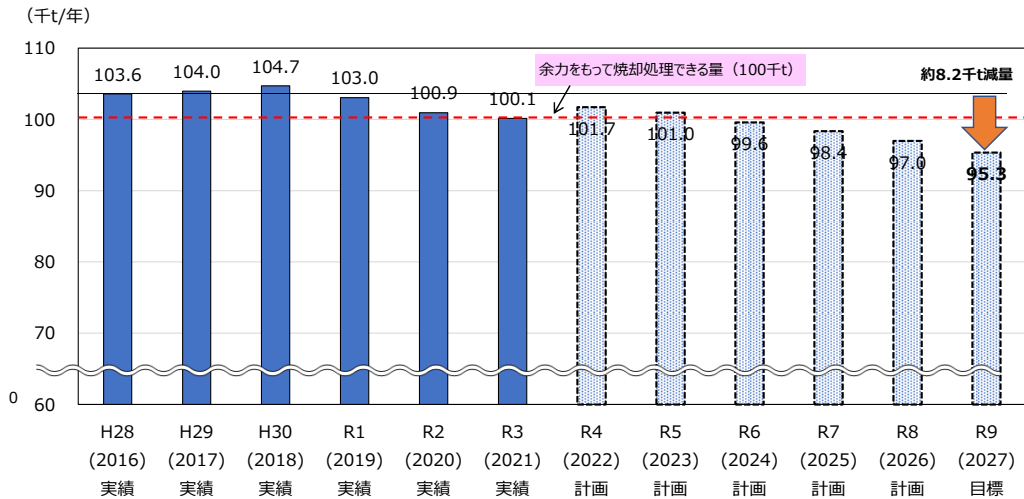
※3 豊中市伊丹市クリーンランドへの事業系ごみ搬入量（再生資源を除く）の年度合計量

※4 資源化量（集団回収を含む、民間の自主的取組みは除く）÷総排出量（再生資源を含む）

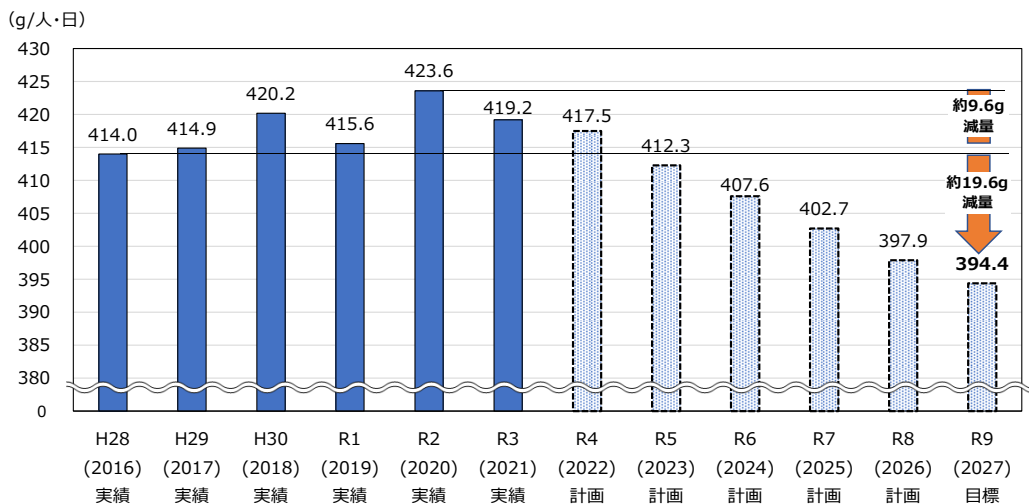
#### 4-4 減量目標を達成した場合の焼却処理量等の推移

減量目標を達成した場合の焼却処理量等の推移を図表●～図表●に示します。

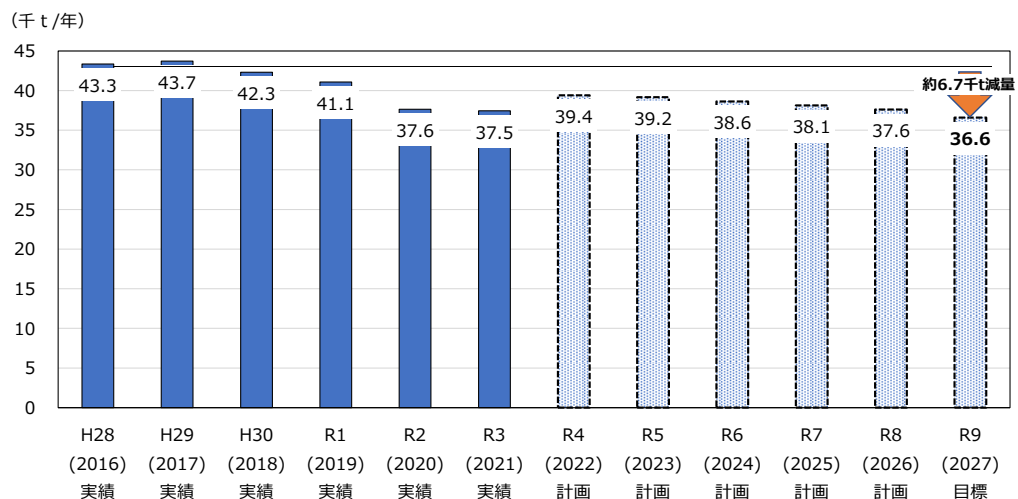
図表● 焼却処理量の推移



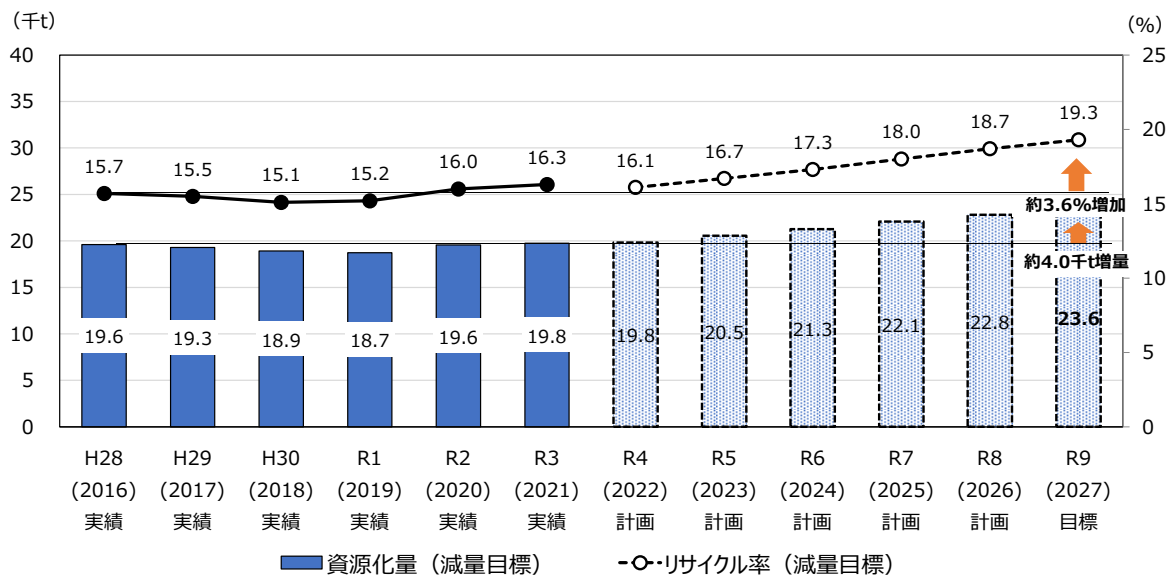
図表● 家庭系ごみ1人1日当たり量 (再生資源除く) の推移



図表● 事業系ごみ量 (再生資源除く) の推移



図表● リサイクル率（参考指標）の推移



図表● 計画フレームの概要

指 標		平成28年度 (2016年度) 基準年度	令和3年度 (2021年度) 実績	令和4年度 (2022年度) 初年度	令和9年度 (2027年度) 目標年度	備 考	
人口		395,989 人	401,062 人	399,790 人	402,640 人	第4次豊中市総合計画前期基本計画に基づき、直線的に推計	
発生量 ①	家庭系（集団回収含む）	79,457 t	81,922 t	81,302 t	81,724 t		
	事業系	43,949 t	38,126 t	40,253 t	40,417 t		
	その他（臨時・公共）	1,432 t	1,479 t	1,474 t	1,489 t		
	合計	124,838 t	121,527 t	123,029 t	123,630 t		
発生抑制量 ②	家庭系	0 t	0 t	0 t	354 t		
	事業系	0 t	0 t	0 t	309 t		
	合計	0 t	0 t	0 t	1,400 t		
発生抑制後の 排出量 ③=①-②	家庭系	79,457 t	81,922 t	81,302 t	81,370 t	発生量 - 発生抑制量	
	事業系	43,949 t	38,126 t	40,253 t	40,108 t		
	その他（臨時・公共）	1,432 t	1,479 t	1,474 t	752 t		
	合計	124,838 t	121,527 t	123,029 t	122,230 t		
	削減率	0.0%	▲ 2.7%	▲ 1.4%	▲ 2.1%		平成28年度比
資源化量 ⑥	家庭系 a	18,368 t	18,517 t	18,453 t	21,388 t	品目別に分別協力率の目標を設定して資源化量の目標を算定 既存資源化量 + 新規資源化量	
	市収集	12,283 t	13,740 t	13,696 t	14,916 t		
	市間と民間回収	6,077 t	4,761 t	4,741 t	6,456 t		集団回収量 + 再生資源買取市量 + 臨時ごみリユース
	家電4品目	8 t	16 t	16 t	16 t		
	事業系（民間自主的取組含む）	14,870 t	14,700 t	14,856 t	17,509 t	分別協力率の目標を古紙、食品廃棄物等に設定して資源化量の目標を設定。た だし、民間自主的取組は参考値で、リサイクル率には含まず	
	庁内取組、市間と b	592 t	664 t	778 t	1,861 t		既存資源化量 + 新規資源化量
	許可業者分別収集 c	8 t	7 t	7 t	7 t		同上
	クリーンランド 古紙ボックス回収、剪定枝 d	118 t	26 t	25 t	25 t		同上
	（参考）民間自主的取組	14,152 t	14,003 t	14,045 t	15,615 t		同上
	民間自主的取組の内、 新規資源化量（=市受入量削減量）	0 t	0 t	42 t	1,612 t		
	リサイクルプラザでの破碎後の鉄等回収 e	524 t	548 t	563 t	581 t		小型家電ビッグアップ回収含む
	市間と分合計 ⑥ = a + b + c + d + e	19,610 t	19,762 t	19,826 t	23,862 t	民間自主的取組は含まない	
	リサイクル率 ⑥÷③ （対発生抑制後排出量）	15.7%	16.3%	16.1%	19.5%	民間事業所の自主的資源化量は含まない 令和7年度の目標：国28.0%、府17.7%、豊中市17.6%	
市施設 （※） 受入量 ⑦	家庭系	73,380 t	77,142 t	76,541 t	74,898 t	使用済み小型家電ボックス等回収を含む	
	事業系	43,357 t	37,462 t	39,433 t	36,635 t	豊中市伊丹市クリーンランドで受け入れている剪定枝、リサイクルBOX、許可業者 による教育施設からの資源回収量を含む	
	その他（臨時・公共）	1,432 t	1,479 t	1,474 t	752 t	家電4品目を含む	
※豊中市伊丹市 クリーンランド 合計		118,169 t	116,096 t	117,461 t	112,298 t		
集団回収、 再生資源を 除く排出量 ⑧	家庭系ごみ量	59,838 t	61,365 t	60,885 t	58,060 t	集団回収、資源ごみを除く排出量	
	家庭系ごみの1人1日 当たりの排出量（資源除く）	414.0 g/人・日	419.2 g/人・日	417.5 g/人・日	394.0 g/人・日	令和9年度に大阪府の令和7年度目標達成を目指す 令和7年度の目標：国440、府400、豊中市400g/人・日	
	事業系ごみ量（資源除く）	43,349 t	37,456 t	39,401 t	36,603 t		
最終処分量 ⑨	焼却灰	13,336 t	11,665 t	11,849 t	11,116 t		
	破碎後の不燃物	954 t	1,115 t	1,137 t	1,098 t		
	合計	14,290 t	12,780 t	12,986 t	12,214 t		
	削減率	0.0%	▲ 10.6%	▲ 9.1%	▲ 14.5%		平成28年度比
焼却処理量 ⑩	焼却処理量	103,584 t	100,137 t	101,715 t	95,425 t		
	削減率	0.0%	▲ 3.3%	▲ 1.8%	▲ 7.9%		平成28年度比
その他⑪（処理困難物）		440 t	303 t	304 t	238 t		

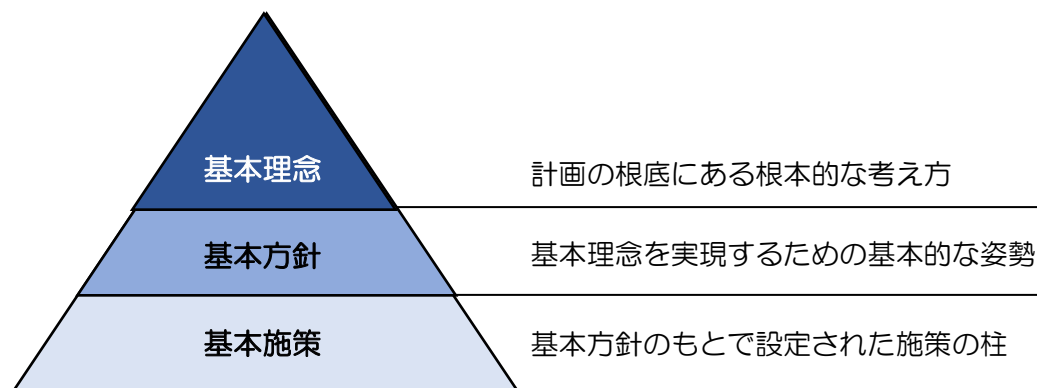
注1)国の目標は第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年（2018年）6月）、大阪府の目標は大阪府循環型社会推進計画（令和3年（2021年）3月）

注2)四捨五入の関係で個々項目の計と合計の値が一致しない場合がある。

## 第5章 基本計画の体系

本計画の体系は次のとおりです。

図表● 基本計画の体系



### 5-1 基本理念

本計画では「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念である「協働とパートナーシップに基づき「もったいない」のこころでつくる循環型社会」を発展させ、協働して環境に配慮したまちづくりに取り組むべく、「協働で取り組む循環型社会の構築」としました。

## 協働で取り組む循環型社会の構築

### 5-2 基本方針と基本施策

【基本方針】 循環型社会の構築に向けた取組を進めます

【基本施策1】 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進

【基本施策2】 廃棄物の適正処理の推進

【基本施策3】 美しいまちづくりの推進

【基本施策4】 災害廃棄物の適正処理の推進

## 第6章 基本理念の実現に向けた基本施策

### 【基本施策1】廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進



#### (1) 市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築

##### 基本的な考え方

- ごみの減量につながるライフスタイルやビジネススタイルが市民・事業者に浸透するよう、市民・事業者・行政が目的を共有し、相互信頼のもと連携を図りながら取組みを進めます。
- 環境学習等の機会を通して、市民・事業者の自発的な3R行動を促進します。

##### 主な取組み内容

- 環境学習・教育の促進  
市民・市民グループ、廃棄物減量等推進員、事業者などが連携し、小学校やこども園等の環境学習をさらに拡充するなど、様々な環境教育の充実を図ります。
- プラスチックごみの削減に向けた取組み【新規】  
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年（2022年）4月1日施行）への対応を検討するとともに、事業者との連携のもと、元のプラスチックと同様の品質に戻す水平リサイクルの取組みを検討します。
- 周辺自治体や事業者との連携【拡充】  
マイボトルの普及に合わせた市内各地への給水機の設置など、プラスチックのごみ削減に努めます。また、豊中エコショップ制度の拡充に取り組みなど、事業者と市民の環境問題への意識向上を図ります。
- 3Rに取り組む市民団体やグループ活動等との連携

#### (2) 家庭系ごみ減量等に関する取組み

##### 基本的な考え方

- 地域における3Rの取組みについて、廃棄物減量等推進員との連携を一層強化することなどにより、ごみの減量・リサイクルを推進します。
- 全市域をごみ種別に公・民が分担して収集運搬を行う方式を活用して、ごみ分別・排出ルールに関する周知広報活動の充実を図ります。
- 再生資源集団回収等、多様な再生資源の回収方法を提供することにより、ごみの減量・リサイクルを推進します。

##### 主な取組み内容

- 地域での3R活動の活性化

地域コミュニティと行政が協働して3R行動の浸透を図るとともに、廃棄物減量等推進員との連携強化や、高齢者、成人、子ども、学生等の世代間の交流によるごみ減量活動の活性化に努めます。

● 2R（発生抑制・再使用）の促進

マイバッグ持参によるレジ袋削減、生ごみの水切り等、「3切り運動（使い切り、食べ切り、水切り）」を推進し、市民との協働によるごみの発生を抑制する運動の促進を図ります。また、再使用可能なものを繰り返し使用するリユースの取組みを促進するため、子ども服や家具などのリユース事業の拡充を図ります。

● 再生資源集団回収の推進

既存の集団回収登録団体に対して、市ホームページや「集団回収ニュース」などを活用し、回収意欲の促進を図るとともに、回収量の増加に向けた取組みを検討します。

● 多様な再生資源回収方法の構築

質の高いサイクルを推進するため、市民のライフスタイルに応じた多様な資源回収方法の提供を検討します。

● 適切な分別排出の浸透【拡充】

SNSでの周知により、市民に対しごみ分別・排出ルールに関する周知広報活動の充実を図るとともに、自治会やマンション管理組合等と連携し、ごみ排出ルールの浸透とごみ減量の取組みの活性化を図ります。

● 家庭系ごみの有料化の検討及びごみ処理手数料の適正化【拡充】

ごみ減量目標の達成状況等を見極めながら、家庭系ごみ（粗大ごみを除く。）の有料化について、慎重に検討します。また、受益者負担の考え方から、臨時ごみの手数料について、見直しを検討します。

**(3) 事業系ごみ減量等に関する取組み**

**基本的な考え方**

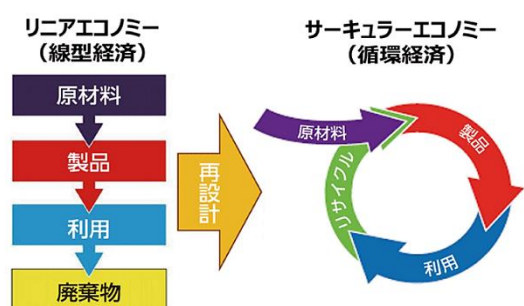
- 事業活動に伴い排出されるごみの減量・適正処理を推進するため、事業者にとってコスト削減につながる情報を提供することにより、ごみ減量のメリットを広く周知する取組みを行います。
- ごみ処理施設における搬入物調査の機会を通して、資源物や産業廃棄物を搬入した排出事業者及び許可業者に対して、適正な排出を誘導します。
- 多量排出事業者だけでなく、中小事業者も含めた排出事業者における排出抑制を促進します。
- 新型コロナウイルス感染症の収束に伴う事業活動の活性化を見据え、これまで以上に発生抑制や資源循環を支援します。

**主な取組み内容**

● ごみ減量に向けた支援【拡充】

ごみ減量に先進的に取り組む事業者の情報収集に努めるとともに、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行について事業者を提供することにより、循環経済への移行の気運を高めます。また、ごみ減量につながる事業者への取組みに対し、補助金制度を検討します。

図表● サーキュラーエコノミーへの移行



出典：令和3年版環境・循環型社会・生物多様性白書



- 多量排出事業所におけるごみ減量の促進  
多量の廃棄物を排出する事業者に対して、減量計画書の提出を求め、各事業所のごみ減量の取組みを把握します。また、それを基に各事業所に立ち入り、現状を確認したうえで、ごみ減量への協力要請を行います。
- 搬入物調査の活用  
搬入物調査を収集運搬業者に対し、ごみ減量や適正排出へ誘導します。
- 中小規模事業者における分別排出の促進  
中小規模事業者が古紙等の資源物を回収できる仕組みづくり等により、分別排出の促進とごみの減量を推進します。
- 食品廃棄物リサイクル等の推進  
食品リサイクル法<sup>2</sup>に基づき、魚あら等の食品廃棄物のリサイクルや飲食店等での食べ残しを削減する取組みを推進します。
- イベントにおける 3R の促進  
イベント系ごみの発生抑制・再使用のため、イベントを実施する団体に対し、情報の提供や分別回収用のごみ箱の貸し出しなどの支援をします。

---

<sup>2</sup> 「食品循環資源の再生利用等促進に関する法律」(令和 2 年(2020 年)12 月 1 日施行)

食品廃棄物の発生抑制と減量化を進めるとともに、飼料や肥料の原材料への再生利用を促進することを目的としています。

## 【基本施策 2】 廃棄物の適正処理の推進



### 基本的な考え方

- 国・府の動向を注視し、「小型家電リサイクル法」等、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法改正に対応すべく時代の要請に応じた分別収集を推進します。
- 収集運搬を委託している業者と行政が連携することで、効率的な収集を実施し、市民サービスの向上を図ります。また、ごみの分別・排出ルール of 浸透をめざします。
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴うプラスチックごみの回収、また、発火の危険性があるモバイルバッテリーの回収など、必要に応じて分別品目の見直しを行います。
- ごみ減量、適正処理を推進するため、本市、伊丹市及び豊中市伊丹市クリーンランドの三者で連携を強化します。
- 最終処分場を安定的に確保するため、最終処分量の削減に努めます。

### 主な取組み内容

- 時代の要請に応じた分別収集体制の推進
  - a. 効率的な収集と市民サービスの向上  
収集等を委託している業者と行政が連携し、効率的な収集を実施するとともに、全市域において分別に関するさらなる周知啓発を行います。
  - b. 各種リサイクル法等に基づく分別収集体制の構築  
各種リサイクル法等の改正へ対応するため、分別収集、拠点回収等、収集体制の構築を推進します。
  - c. 収集作業・選別作業従事者の安全確保  
在宅医療廃棄物等への対応の強化、危険物の排出ルールの徹底により収集作業・選別作業従事者の安全の確保に努めます。
  - d. 民間委託収集業者への指導体制の強化  
収集等を委託している業者に対し、適正な収集作業の実施に向けた指導の充実を図ります。
  - e. 高齢者・障害者へのごみ排出サポートの継続  
高齢者や障害者の方々の在宅生活を支援するため、福祉部局と連携し、引き続きごみ排出サポート事業を実施します。
  - f. ごみの分別と収集の効率化のためのごみ保管場所設置と管理の徹底  
「大規模建築物の廃棄物等保管場所等の設置及び届出等に関する規則」に定める管理責任者の届け出を活用し、集合住宅における収集の効率化、分別排出に適したごみの保管場所等の設置の推進及び管理責任者による居住者への排出ルールの徹底を図ります。
  - g. 環境に配慮した収集機材等の導入拡大  
環境に配慮した収集運搬車両等の割合の拡大を図ります。

- モバイルバッテリーなどの危険物に関する市民啓発の強化【拡充】
  - a. 火災危険物に対する啓発
    - 充電式電池やスプレー缶・ガスボンベなど、車両や施設の火災の原因になるような有害・危険物の分別排出について、市民・事業者への啓発を強化するとともに、収集方法を検討します。
- 安定した中間処理施設等の運用
  - a. 豊中市伊丹市クリーンランド等との連携強化
    - 中間処理施設が余力を持って維持管理を行えるよう、本市、伊丹市及び豊中市伊丹市クリーンランドの三者の連携を強化します。
  - b. ごみ処理施設を活用した市民啓発の充実
    - 豊中市伊丹市クリーンランドとの連携を強化し、市民のごみに関する意識を高めるため、施設見学会等の充実を図ります。
  - c. ごみ搬入方法等の見直し
    - 豊中市伊丹市クリーンランドの安定的な稼働に向けて伊丹市及び豊中市伊丹市クリーンランドと協議し、資源化・適正処理の推進のため必要に応じてごみの搬入方法等について見直します。
  - d. 最終処分場の安定的確保
    - ごみ減量の推進等により最終処分量の削減に努めるとともに、広域的最終処分場（3期事業）の整備に向け、国・府と情報を共有し、最終処分場の安定的な確保に努めます。

## 【基本施策3】美しいまちづくりの推進



### 【基本的な考え方】

- 「豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例」に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、一体となって、ポイ捨てや不法投棄のない美しいまちづくりを進めるため、連携した運動を展開します。

### 【主な取組み内容】

- まちを美しくする運動の推進  
豊中市まちを美しくする運動連絡会議、豊中市まちを美しくする運動推進本部を中心とした、市民・事業者・関係機関と連携し、駅前での啓発活動や道路、河川での美化活動を行い、ポイ捨てや不法投棄のない美しいまちづくりを推進します。
- 地域による美しいまちづくりの展開  
「地域清掃」、「アダプトシステム活動団体」、「違法簡易広告物追放推進団体（とよなか美はり番）」等の現状や課題の把握を行うとともに、さらなる美化活動の拡充・活性化を図るため、各団体・個人への働きかけ、交流の促進、活動への支援を行います。
- 幼少期からの環境美化学習の実施  
幼少期から、まちの清掃活動等に参加することにより、美しいまちづくりの意識を醸成し、大人になってもまちの美化を常に意識できる環境美化学習を実施します。

## 【基本施策4】 災害廃棄物の適正処理



### 【基本的な考え方】

- 災害時における収集運搬作業、中間処理施設の運転の維持・継続のため、災害時対応マニュアルの再整備等、総合的な災害対策の充実を図ります。
- 平時から不用品等は事前に処理を行うよう市民等へ周知し災害廃棄物の発生抑制に努めます。
- 災害時にも適切に収集運搬やごみ処理を継続させるため、災害廃棄物処理計画と本計画の連携を、今後も強化します。

### 【主な取組み内容】

- 災害廃棄物処理計画の見直し【新規】

本市は阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、平成30年3月に豊中市災害廃棄物処理計画を策定しましたが、より強化していくことが必要です。状況の変化に応じて、本計画の内容を再検討します。
- 収集運搬業務等における災害時対応マニュアルの整備  
大規模な災害で大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理の技術やノウハウを蓄積するとともに、災害廃棄物への対応力のある人材の育成を図るべく、災害時対応マニュアルの再整備を行います。
- 災害廃棄物の発生抑制【新規】

市民・事業者は、平時から不用品等を事前に処理するよう努め、行政は、災害廃棄物の発生抑制につながる情報を提供します。
- 災害廃棄物の適正処理の推進  
大規模災害発生時には、処理方法やスケジュールなどについて「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、本計画に基づいて災害廃棄物処理を行います。

## 第7章 計画推進のために

本計画の改定に基づき、「第4次豊中市ごみ減量計画」等も改定し、進行管理を行います。また、周辺の地方公共団体や民間事業者等との広域的な連携強化に努めるとともに、新たな社会経済システムの形成をめざし、国や大阪府に対し拡大生産者責任制度<sup>3</sup>の確立等を要請します。

### (1) 計画の進行管理

本計画に基づき、「第4次豊中市ごみ減量計画改定版」、一般廃棄物処理実施計画（毎年度作成）、容器包装分別収集計画などを策定し、具体的なごみ減量施策を実施します。

ごみ減量計画については、P D C Aサイクルに基づく進行管理を行い、その進捗状況を市民・事業者に向けて広報等を行い、意識改革と行動変容を促します（図表●）。

### (2) 広域的連携、民間事業者との連携の拡充

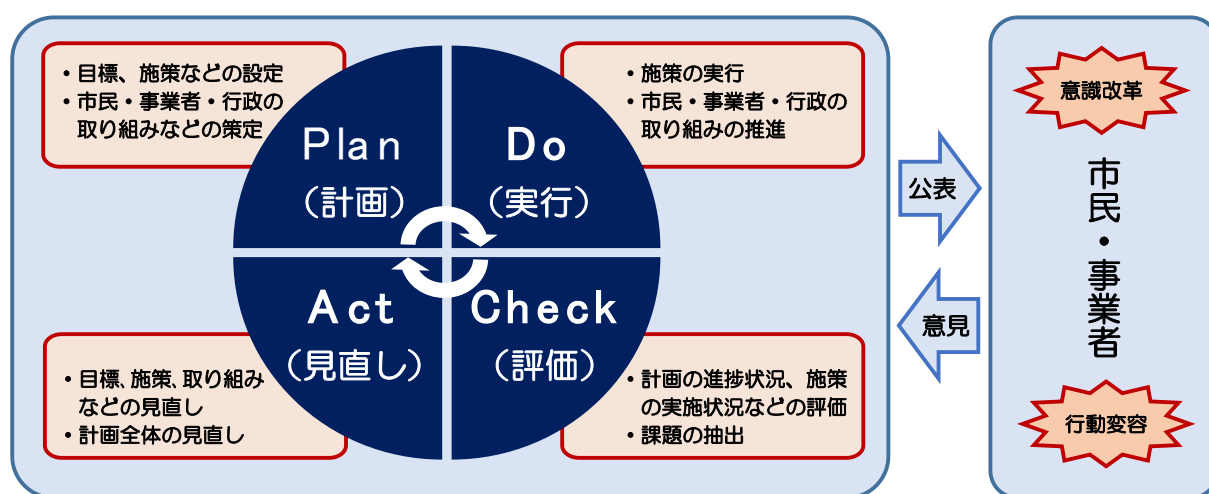
円滑に中間処理・最終処分を行うために、伊丹市、豊中市伊丹市クリーンランドとの連携強化を図るとともに、周辺の地方公共団体はもとより大阪湾フェニックスセンターの埋立処分場を最終処分先としている近畿地区の地方公共団体等との連携強化を図ります。

また、災害時には、適正かつ迅速な処理に向けて、広域的相互応援及び支援体制の構築を図り、民間事業者との連携を強化します。

### (3) 新たな社会経済システムの形成に向けた取組み

容器包装リサイクル法における事業者負担割合の見直しや適正処理が困難な廃棄物等の生産者責任による回収等の拡大生産者責任制度の確立を国や大阪府に要請します。

図表● P D C Aサイクルに基づく進行管理



<sup>3</sup> 生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。循環型社会形成推進基本法にもこの考え方が取り入れられています。

